

結 論

1. 全篇の要旨

以上全篇の要旨を述ぶるに、先づ總論に於ては徳川幕府の道路行政を概観し、其道路行政中道路の改修及橋梁の修築等の如き物的施設の方面に見るべきもの少く反つて驛傳方面の人的施設に其政策の主眼が置かれてゐたことを指摘し、従つて道路行政中驛傳の究明を企圖し、第一章に於ては傳馬制度の何たるかを尋ね、道中奉行及宿場役人の本質を見、次で驛傳の方法、其實施及取締の諸規定を調べ、第二章に於ては人馬繼立及其取締上の根據となるべき人馬賃錢の何たるかを研究した。以上は主として驛制の機關に關する研究であるが、第三章は即其業務に關する研究で、人馬の繼立方法及其取締たる貫目改を究めた。即、人馬の繼立及其取締に於ては特に封建制度下に於ける身分及階級に着目し、先づ特權者に就て見、其待遇の宜しかりしことを知つたが、武士階級一般及庶民階級は其待遇に於て必しも大なる差等なく、支配階級に屬する武士階級と雖も幕府及特權者の特命ある場合の外は、其旅行に於て特別の待遇を受けざりしもので、これは庶民の場合と大差がなかつた。尙道中に於ける人馬の取締は貫目改所に於て荷物の重量を秤によつて計量し、其規定以上の過貫目を取締つたのであるが、公用及特權者の分は大に寛大に検査したから、これらの取締も武士階級及庶民階級の私用旅行にのみ特に意義があつたこととなる。而して第四章即最後の章に於ては道路交通上に重要なる社會問題を投げたる助郷制度を云々し、驛制施行者と助郷の村民對立關係に置かれたる理由を經濟方面より究明し、次で幕府の取締に及んだ。この場合幕府の政策が無力であつたといふよりも寧ろ餘裕無き民力を道路交通補助政策の犠牲として使用せざるべからざりし同制度上の矛盾を見、封建制度下に於ては問題を未決のままにして倒壊せし幕府の後をうけ、明治政府が封建的の制禦

より脱し、自由なる立場より改革を遂行したるをみた。即、明治政府は明治元年三月、諸道助郷の公課を均分し全國にこれを課したが、同年六月八日には宿場役人を廢止し、尙、同四年十二月、東海道の助郷を廢止し、同五年八月には助郷制度の廢止を斷行した。而して明治政府は助郷の廢止後は、宿場に於ける人馬繼立の從來宿場役人の手によりてなされたる封建的の經營方法より陸運會社の資本主義的な經營方法に遷らしめたから、従つて人馬は自由契約を以て使用せらるゝこととなり、こゝに一先づ助郷問題の解決を了したのである。

2. 徳川舊幕府の路政より明治新政府の路政へ

(2) 徳川幕府の路政⁽¹⁾ 徳川時代に於ては交通の要所に置關し、交通の客體を一々嚴重に取調べ、故意に河川に橋梁を架せざる等の外、大名等の通行に際し豫め街道を定め特別の許可をうけし場合の外は決して他道を選ばしめざりしが如きことがあつた。これらは封建制度下に爲せられたる路政の特色をなすものである。而して初代家康の道路交通政策中にはその典範をなせるものがある。先づ重要なものは道路の改修、一里塚の築造、駄賃錢の規定、御宿奉行(道中奉行の前身)の設置等である。然して以上を通觀するに其の施設は封建警備の必要に俟たざるものとはなない。即、路政の消極的となさるゝ所以である。故に萬治二年道中奉行を設置して路政の充實を計つたが、道路交通設備は僅かに人馬を以てする補助施設に過ぎなかつたのである。それが貞享元祿以降武士階級の往來を使用すること多きを加へ、宿驛人馬の不足を告ぐるに至り、助郷、加助郷が起り、その濫用の弊に陥つて以來、その間に宿場役人の不正が行はれ、遂に農村の疲弊を招致し重大なる社會問題を惹起したのである。而も幕府はこれに對しては決して無策ではなかつたのであるが、封建制度それ自身の矛盾が除去せられざりし以上、斷然たる政策を採用するには至らずして滅亡したのであつた。

(2) 新政府の路政 その始め、新政府は舊幕の路政に現はれたる矛盾の諸態様

を看取し、度々その對策に腐心したが、その改革は封建の勢が除却せられた後に行はれたから、改革への途を摸索せる政府もつひに一步一步を踏みしめ乍ら徐々ではあるが封建的の色彩を脱却して行つたのである。以下その主なるものを示すに、新政府は其樹立後舊制の路政を一先づ踏襲したが、明治元年三月、始めて助郷制度の改革を策し、こゝに於て舊制を廢して諸道助郷課役の平均を敢行してゐる。其後二年正月、各關の廢止を行ひ、三年には新驛法を定め、次で同五年七月には遂に助郷制度の廢止を斷行したのである。以下その間に於ける重要政策をみることにしよう。

1. 關門の廢止⁽²⁾ 關門は明治二年正月二十日の布告により箱根以下の諸關門を盡く廢した。次の如くである。

明治二年己巳正月二十日御布告

今般大政更始四海一家三御宏謨被爲立候に付、箱根始諸道關門廢止被仰出候事
(憲法類編第十一)

2. 里程改正⁽³⁾ 明治二年十月には里程の改正の議が起り、其年の十二月中旬限り各地へ取調書呈出方を達した。即從來諸道は區々の丁數で人馬の勞も一方では無かつたので、是迄五十丁一里となしてゐたるものを凡て三十六丁一里となしたのである。

明治二年己巳十月

里程改正 □□日民部大藏兩省合議(十一月七日達)

府藩縣ニ御達振

諸街道區々丁數にて人馬之勞不同候に付今後改正可相成候間、朱印地を始其他里程外之地悉く丁數へ相加へ、且五十丁等を以一里と定來候分者總而三十六丁一里に積、來十二月中旬限取調可差出事

民部省(正院本省決議簿庶務第參號)

而して同三年六月には里程含有地圖の製作を計畫して全國各官道及脇往還を始

めとし、凡て驛遞關係の箇所につき地圖取調方を計畫してゐる。次の如くである。

森租稅少佑 郡司租稅少佑 金子租稅大令史 石山租稅少令史

今般國內諸官道脇往還宿驛並里程其他都而驛遞關係之ヶ所地圖取調申度候間、前書名之者へ右御用相心得候様被仰渡度、此段相伺申候（正院本省決議簿庶務第五號）

3. 道路 尙、佐屋路の道換⁽⁴⁾、足柄古道の復活⁽⁵⁾、青梅通道替等⁽⁶⁾をも計つてゐる。

佐屋路道換

明治二年己巳七月

書面佐屋路道換之儀は御開業の遲速に寄り人氣の向背にも拘候哉之段申立之趣尤に相聞候間、右街道興廢之御仕法施行相成候儀に候は、早々見分之者被差遣實地點檢之上、見込之趣可申立旨掛り役々え被仰、右驛本陣加藤宗之輔は歸驛可致旨名古屋藩え御下知相成可然存候、御附札振取調相伺申候

御 付 紙

見分之者可差遣間加藤宗之輔歸驛可申渡事

下略

明治二年己巳八月

長島藩へ御達振

東海道佐屋路道割見分として岡橋土木權佑、田中驛遞權佑並附屬之もの被差遣候に付、場所見分之模様寄其藩支配所内見分いたし候儀も可有候間、同人より達次第出役之者差出可請差圖事

伊奈縣へ御達振

木曾路坂越開道之儀兼て申立有之候所、今般岡橋土木權佑、田中驛遞權佑東海道御用濟歸路之節一通見分いたし候間、其段可相心得事（正院本省合評決議簿庶務第一號）

明治三年庚午十二月二十三日

民部大藏兩省合議（辛未正月二十七日 辨官へ達）

名古屋藩管下東海道佐屋路道替之儀に付相伺候趣評議仕進申候書付

別紙名古屋藩伺之趣取調候處、東海道佐屋川之儀砂高相成、當時佐屋驛より壹里程下流、川平と唱候場所より出船致居候得共砂河原にて炎天或は風雨等之節旅人難澁不少、隨而宿賄多分相懸御手當米並御貸附利金貳百兩に而は難引足候間、新規前ヶ須新田え波渡場築立、熱田より同所え之道切廣ヶ、貳ヶ驛取立候得は舊來之一驛相減し、御下米及び地元之入費相省ヶ、熱田より桑名え行程貳里餘近く相成、其上古道之方田畑切起候は、永世之御益筋に有之、尤御入用凡金貳萬五千兩餘、公廩費之内を以て一時之御出方取計度旨申立之趣、再應取調勘辨仕候處、前ヶ須新田より通船相成候得は熱田、桑名之間貳里餘近道相成地元をしては多分之出費相省候と之趣至極便宜に相聞、廢置驛々之儀も同管内に付、後日故障之患も有之間敷、且御入用之儀も公廩費之内にて取賄候上は、別段見分之者差遣候程之儀も無之候間、直に爲取掛候様致し度、乍併佐屋路四ヶ驛之内岩塚驛は繪圖面に書載無之廢置驛名不分明、隨而御入用内譯帳並古道切起可相成、反別其餘人足賃錢増減等巨細取調不申立候而は不都合に付、左之通被仰渡可然存候、依之御差圖振相添、別紙名古屋藩伺書繪圖面共返却、此段申進候也

御差圖振

書面伺之通り、尤見分之者不差遣候間、御入用精々省略勘辨之上、内譯帳並古道切起可相成、反別其餘人足賃錢増減共巨細取調至急可申立事。

但佐屋路驛々之内移轉申付候驛名、且岩塚驛之儀繪圖面に書載無之候間、是亦取調可申立事。

伺書（略す）

復足柄古道

明治三年庚午五月二日民部大藏兩省合議（決判違日並關）

略

青梅通道替明治三年庚午十月□□日省議（決判日關）庶務司

略

4. 橋梁 次で、諸道の橋梁の架設は従前幕府の方針として之を禁じてゐたが、維新以後は對外的關係及汽車通過のため等を考慮して、これが架設に努めてゐるのである。六郷川⁽⁷⁾橋梁、鶴川橋⁽⁸⁾、松野尾川橋⁽⁹⁾、安倍川橋⁽¹⁰⁾等は是れである。次に六郷川橋梁につき参考資料を示さう。

明治三年庚午八月二十七日省議（九月十四日達）

書面外務省より東海道六郷川之儀、爲差出水にも無之普通船差留候様之舊弊有之、急御用時々差支、且は外國人へ對し御不體裁に付、假橋渡候敷亦是は櫓船相用候とも都て差支無之様致度別紙亞米利加ゼハルデ見込書相添掛合之趣取調候處、僅之増水にも通船差留候様之風習無之共難申候間、右取締相立候儀は勿論、假令出水之砌たり共櫓船相用急御用狀等無差支様可取計旨神奈川縣へ御達相成且、板橋掛渡之儀ゼハルデ申立之趣は、仕様帳をも一覽不仕候ては巨細難相分候得共、川中え數本之橋杭打立、隨て堅固之橋臺等補理候様にては、川縁村々水難無之共難申一體之水利迄於實地研究之上ならでは手も下し兼、且當今同川え鐵路御製造中にも有之、且は諸道小川之分追々板橋等御取設之御趣意も有之旁以右様之分都て官費を以御取設相成候ては際限も無之、殊に當今御用途多之折柄にも有之候間、前書ゼハルデ申立之趣は先づ御見合之方と被存候。乍併従前之通にては品々御不都合も有之、且行旅不便不少候間、右は神奈川縣管下之者え會社を爲組、堅固之板橋出來候様仕度、就ては一時出金之分は成功之上年限を定め相當之橋錢請取成算相立候様之仕法相建候は、有志之者可有之と被存候間、右之趣神奈川より横濱市中始、同縣より報告致し候様御達相成、猶壹體之見込をも御尋之上御所置相成候方と被存候。依之同縣えの御達振並外務省え

の御挨拶振取調此段相伺申候。

神奈川縣へ御達振

東海道六郷川之儀僅之増水にも通船差留候様之弊害有之哉に相聞、如何之事に候。素より同川之儀は横濱への要路、公書急報の往復、外國人日々來往の地にて、右様之舊習御釐正不相成候ては御用辨相欠候は勿論、御體裁にも相拘り不都合の至に付、増水の節櫓船相用、通路不差支様取計可申、且前書之通り往復多端の折柄、差而之流川にも無之場所、渡船實に煩敷行旅不便不少候間其管下横濱其他市在に報告致し有志之者會社を爲組一時融合いたし成功の上年限を以て相當の橋錢爲受取、成算相立候様之仕法取設ケ度、依之別紙亞米利加ゼハルデ申立候書面寫見合相添相達候間、實地研究の上便宜の見込も有之候は、至急可申立事

庚午八月

外務省へ御達案

東海道六郷川通路之儀に付亞米利加ゼハルデ見込書相添云々御申越之趣勘辨致し候處、ゼハルデ見込の板橋にては多分の御入用込に相當、殊に鐵道御製造中にて、右御成功の上は往來便利可相成候間右は先づ見合候方に可有之、就ては是迄聊の出水たりとも通船差留候様之弊害無之様、急度取締申付候儀は勿論、譬出水の砌にても櫓船相用、急御用狀等差支無之様便宜の見込至急申立候様、神奈川縣へ相達置候。此段及御挨拶置候。

掛 合

當省より横濱往復之儀は晝夜晴雨之間斷なく御用甚だ繁雜にて最も要路に有之候。然る處六郷川渡船場之儀、纔か之風雨にても直様川支に相成、第一急時之御用狀通行差支候は勿論、外國人へ對し候ても、爲差出水にも爲差出水にも無之時々川留に相成候而は治河防禦上に付御不體裁、隨て彼の誹謗不免次第に有之候、舊政府之砌櫓船假橋にても取立、公用不都合之無之様申談候由之處宿方重立候者より公用向聊無差支繼立いたし候間、其儘差置度段證書を以て願立、

其以來は満水之節は棹船相立、櫓船にて近傍漁獵之徒相履、漕渡し候趣之處、御維新以來右等之手續連々相弛候哉、近頃又々急御用差支申候。右は渡船川留を以旅人引留、其地之潤澤にいたし候不可謂之人情も之有哉に被察候得共自然瑣末之弊風より國家至務等閑に相成候ては、當今御場合如何可有之哉。殊に近々鐵道御取設に可相成御盛舉とも有之、區々之常見に關係なく右成功迄之間其筋へ御下命有之、櫓船相用ひ候歟或は假橋取設候歟。急報無差支様御熟考之上、早々御所置有之度此段御掛合に及候也

庚午八月十二日

外務省

民部省御中

尙電信機破損にて不通の砌扱は別て差支候間、本文之趣早速御手順相成候様致し度存候也。

右御掛合書取調候處え米コンシユルより別紙之通申出候に付爲御参考寫相添御廻し申候也。

亞米利加合衆國コンシユル所

東京千八百七十年第九月五日

儲なる亞米利加人たる「ケプテンバセルデ」より別紙壹封御届申候様頼越候。以上

亞米利加合衆國コンシユル セハルト

外務ミニストル閣下

東京千八百七十年第九月五日

東海道通行之折川崎驛を渡候に、渡し舟の不都合にて渡方延引致し候。右は全く橋無之候より相起申候間、余貴下之ため當今之渡舟場より右川を渡し堅固の橋を造營いたし度奉存候。

余貴下之ため木橋を取立度、右橋數ヶ年間修覆致候に不及。其橋上に馬車路二道、外に旅人歩行之道を設け候。基礎は蒸汽仕掛を以て打込、杭之長は各二十

尺にして、其中五〇に候。價は壹萬二千兩。右造營御約條に相成候へは、四ヶ月の内には成功可仕候。

貴下余か見込に付篤と御勘考之上、繪圖面等御入用に候は、差出可申候。以上

東京約條人 ゼハルデ

東京外國館士官衆

御請

一、東海道六郷川之儀僅之増水にも通行差留云々

御達書 別紙 壹冊

右被成御渡正に落掌いたし候也

神奈川縣 (正院本省決議簿庶務第七號)

同 十月二十二日 (省議同月二十七日決判)

書面六郷川之儀に付神奈川縣より挨拶入御覽置申候。東海道六郷川之儀僅之増水にも通船差留候様之弊害有之哉に相聞、如何之事に候。素より同川之儀は横濱へ之要路、公書急報之往復、外國人日々來往之地にて、右様之舊習御釐正不相成候ては御用辨缺候は勿論、御體裁にも相拘り不都合之至に付、増水之節櫓船相用、通路不差支様取計可申、且前書之通往復多端之折柄差ての流川にも無之場所渡船實に煩敷、行旅不便不少候間、其管下横濱其他市在に報告致し、有志之者會社を爲組、一時融金いたし成功之上年限を以相當の橋錢爲請取成算相立候様之仕法取設け度、依之別紙亞米利加ゼハルデ申立候書面寫、爲見合相添相達候間、實地研究之上便利之見込も有之候は、至急可申立事。

庚午九月

民部省

神奈川縣

回 答

御書面六郷川へ橋掛渡之儀は、御申越通要路之場所、僅之増水にて通船差留不辨相極候に付、既に四五ヶ月前御雇英人モレロへ談し、今般蒸氣車道懸渡に相

成候。木橋へ人馬通行出来候様巾取廣方及引會候處、馬車荷馬車等は蒸氣車に驚動いたし掛念に付、旅人通行丈けは出来候様、橋巾一丈餘取廣候筈、兼て相極置候事故此上牛馬或は車等は僅に二三艘船設置相渡候積、尤増水之節は櫓船にて相渡候様地元役人共へ兼て申渡置候儀に有之候此段及御挨拶候也。

庚午十月十八日 神奈川縣 (正院本省決議簿庶務第七號)

5. 驛傳 借、明治元年四月四日の布告を見るに、此度の改革は宿弊を一洗するの御主旨によるものなるを以て諸道通行の場合舊幕吏の如き事あるべからずと官吏に懇切に諭告してゐる。⁽¹¹⁾尙その外繼立人馬には通行印鑑を必要とし、無賃錢の人馬使用をば制し、⁽¹²⁾人馬の遣高を規定し、⁽¹³⁾制限外人馬を監し、⁽¹⁴⁾又相對賃錢の本質を明示してこれを遵守すべきことを命じてゐるのである。⁽¹⁵⁾

6. 助郷制度の廢止 明治政府は明治五年八月助郷制度を廢止したことは已に述べた處のごとくであるが、こは實にその路政中最難事のものである、封建的の最後のものではあつた。即以前の諸政策はこれが廢止のため前驅とも準備ともいひ得るであらう。

(1) 拙稿「徳川幕府の道路交通政策に就て」道路の改良第十二卷第六號一第八號(所載)参照

(2) 「驛遞明鑑」第十篇里程の部其一明治文化全集第二十三篇 二四〇—二四一頁

(3) 同上 里程の部其二 三二二頁

(4) 同上 二三六頁、二三九頁、三二一頁

(5) 同上 三一二頁

(6) 同上 三一八頁

(7) 同上 三一四頁、三一七頁

(8) 同上 三一九頁

(9) 同上 三二〇頁

(10) 同上 三二一頁

(11)(12) 同上 二〇四頁

(13) 同上 二二六頁、二三二頁、二三三頁

(14) 同上 二三二頁、二三五頁

(15) 同上 二二五頁

附 録

1. 弘前藩の路政

1. 徳川時代

徳川幕府は積極的に道路の改修、橋梁の修築を行はなかつたのであるが、その代償として消極的方面の人的要素を加味したる驛遞政策に全力を傾注してゐたのである。然して幕府よりその施政を委任せられたる各藩も亦主義として徳川幕府の施政方針に倣つたから、多くは封建の勢を存置して道路の如きはこれを進んで改修しなかつたのである。一般道路交通の盛になつたのは、貞享元祿以降のことであつて、各藩に於ても亦これと併行し、この頃より驛遞の事、漸く繁雜を告ぐるに至り、制令も度々に及んでゐる。今次に述べんとする弘前藩の路政も其の例に漏れず、制令の多くは貞享元祿以後のもので主として驛遞に關する事項である。以下少しく項を追つて路政一斑を窺はんとす。

(1) 里程改正 佐藤家記に依れば、元祿六年七月二十日、一里を三拾六町に御定被仰付旨の記録がある。然るに木立日記天正二年の條に「今年諸國の道法三十六町壹里に定む。諸國に壹里塚を築き松杉を印に可植と伺時、信長聞て餘の木を植るよと有之間違て榎の木を植し」と、又笹森家記に依れば「慶長九年、山本新左衛門殿榎木清左衛門殿御下り日本國中壹里塚初る」とある。然るに奥富士には「古記に元祿六酉年七月二十日より御國中街道々法御改有之右奉行は鹽崎次郎左衛門某館山善左衛門建議此時壹里三拾六町に御定也。且此以前は四拾八町壹里といふ。云々」とあるから、これ等を考へ合しても、元祿六年以前に於ては一里を四拾八町とした事は事實であらう。即信長や家康の發した制令は成程全國的のものである筈ではあるが、四境までも行はれたとは考へられない。

爾後、明治二年十月の里程改正の議が出た折にも次の如き達が出てゐるが之に徴

しても明かであらう。

民部大藏兩省合議（十一月七日達）

府藩縣へ御達振

諸街道區々丁數にて人馬之勞不同候に付、今度改正可相成候間、朱印地を始
其他程外之地悉く丁數へ相加へ、且五十丁を以一里と定來候分者總而三十六丁
一里に積、來十二月中旬限取調可差出事。

民部省（正院本省決議簿庶務第三號）

（2）驛 遞

a. 驛 傳

（1）人馬定式 貞享三年、御傳馬御印并宿繼證文被仰付、御傳馬御印は御城代
名印、宿繼證文は御留守組頭連名印としたのである。又寛政元年八月には通人馬
の定式を令してゐるが、これに依れば、駄賃の三割増とし、冬十月より翌二月迄
は定式は駄賃は五割増とした。但し、冬道の場合でも雪の無い場合には増錢を行
はないことにしてゐる。こゝに通し人馬とは譬へば弘前より藤崎、浪岡、新城と
遞次継ぎ立て青森に達するを普通とするを、用向都合に寄り直ちに青森迄到ると
きにかくいふのである。寶曆五年には、從來御用で領分内を往還してゐたものは、
御傳馬受取方御印を以て請取つてゐたが、この年より上記の御印及繼飛脚御證文
と共に受取方を簡略し、司役へ申出て請取ることゝなつた。其の翌六年八月二十
五日には御傳馬御印は是迄御城代御留守居組頭より渡してゐたが、爾來御元司よ
り渡すことゝなつた。此外他領家の人々が通行する場合その制令として發せられ
たものゝ中、人馬定式に關するものは次の如くである。

年號不詳

一、諸家様御一家の御人數通行の節宿繼人馬 御一家に付 人夫拾三人馬 三疋づ
つ、外に飛脚馬御一家にて貳疋づ、備置候儀公儀御定に有之候間無差支御定
賃錢にて繼立候様、右人馬高より相溢候はゞ、繼立難相成趣懇懇に相斷、雇

人馬頼合に相成候はゞ、其處手配相成丈は差出、賃錢の儀は人馬共譬へば御
定百文の賃錢に候はゞ貳百文相増受取候様、其外急用等にて夜通繼立の分は
増賃錢受候様、右増賃錢の定輕尻馬は本馬の賃錢受取本馬は人夫一人分賃錢
相増受取、人夫は賃錢五割増受取候様

一、御一家の御人數川支等にて同日に込合候節は何れの驛處にても先觸の日順
を以て繼立致し御定の外は逗留にて日割繼立候儀平生の御定法に付右の段、
宿役人にて品能申談候様尤雇人馬頼合の節は格別の事

尚仙臺及佐竹の兩家の人々に對しては人足拾三人、馬拾三疋の外に人馬五人五
疋位迄を限度とし頼合はされた場合は、御定賃錢を以て繼立ることゝしてゐた。
勿論、仙臺、秋田兩家は格式が上であつたから萬事特別の取計をなしたものであ
る。この場合には他藩の人々の繼立の差支のないやう特に命ぜられてゐたのであ
る。この外箱館役所々屬の家來にして弘前藩内を通行する時は、次の如き規定に
據つた。

一、箱館御役向家來杯の旨にて、御領分通行の者、其向よりの添觸等持參候共、
兼て箱館御役所より御渡印鑑無之分は勿論たとへ印鑑有之共、御渡印鑑と相
違候はゞ、御領法の通旅人同様取扱止宿並人高共相對にて、頼合旅行致させ
候様、若其者に寄り兎や角申分等有之候共、去る辰年被仰付候通御役向家來
仲間小者末々に至る迄往反共、御役所印鑑の添觸目當に止宿其外取斗、尤右
添觸持參候ても、不法かさつケ間敷儀有之候はゞ、右次第巨細封狀を以て御
役所迄其宿より御届可申旨御達も有之候に付、其段差心得取扱候様仰付候旨
可申付 以上

（2）人馬賃錢 次に人馬賃錢に關する制令は如何といふに、

寛政三年二月（吉村家記御本家拔書）には駄賃錢は御定のあるにも拘はらず、
近年無體の賃錢を請取り、或は不法の増錢を要求し交通遲滯することあるを制し、
他領の旅人又は御家中にて馬入用の節は、公私共に人馬割番に申遣し次第、御定

賃錢を以て直ちに差立たしむるやう命じてゐる。

又(年月不詳)御定賃錢も驛場の難易に依つて考量し増錢を行ふべき由申達してゐる。かゝる處置は屈伸性に富んだ良い政策の一として數へるべきであらう。尙他領家人通過の際に於ける人馬賃錢につき、次の如き達をなしてゐる。

一、諸家様御人數荷物積並荷揚の節仙臺様佐竹様は是迄銘々家來にて持賦候旨に相聞得候間、諸家様共右の振合に取扱候様、尤人馬差出荷物賦り方頼合候はゞ、濱丁持賃錢等の振合を以て相當の賃錢受取候様

嘉永四年三月五日、從來、碓ヶ關町宿繼は、御定金を下して江戸表へ御用荷物及御飛脚をなすときは共に、秋田釋迦内迄無賃で繼立て來たのであるが、この頃に至り往來の頻繁に反比例して格別馬匹の減少を見たので、雇馬をなす等難澁を極めてゐる折から、御定賃錢使用による賃錢後拂を差止め、賃錢直拂を敢行すべき議があつたが、馬差錢を上げると共に、當年(亥)五月より來る巳の四月中迄七ヶ年の間、秋田釋迦内へ繼立御用荷物並御飛脚馬賃共に直拂制度を採用することとした。但し國中繼立人馬賃錢は従前通り無賃を以て繼立つべき旨を達してゐる。これは國外に對する繼立の確實を期せんとする一種の奨励法とも見らるゝであらう。

(3) 貫目改所 貫目の改は人馬の使用が駕量に依つて區別せられ、それによつて代償を異にしてゐる以上、是非とも其の取締を必要とせらるゝのである。これは一面過度の勞働を抑止する一種の社會施設とも見らるゝもので、當時の制度としては實に當を得たものと云はざるを得ない。次に公儀御觸書驛馬貫目の事を次に示す。(年號不詳)

一、道中往來諸荷物之内過貫目の分、貫目改所へ不懸以前、分荷いたし、小附其外相減或は手入持の由申成本荷物改濟之上、途中又は休泊にて右分荷差足し、過貫目荷物爲繼立候者有之趣、不埒の事に候右様に候ては宿助郷等今難澁事に付、以來は改所に不限外宿にて過貫目と見請候分は宿役人相改、貫

目に應じ増賃可受取旨申渡候間御朱印並證文を以て繼立の分貫目改方は是迄の通居置、其餘御用旅行に候ても前同様可取斗候條其節不法の儀無之様、家來へ可被申付候且亦宿繼荷物の儀何人持又は本馬、輕尻、附等其荷品へ木札を付差出候様文政の度相觸候處近來次第に相弛み右木札無之、荷物往來致由相聞候、向後無札にて差出候分は決して繼合間敷段、貫目改所へ申渡候間其旨相心得可被申者也。

(4) 問屋場 これに關する制令を見るに、安永三年九月十六日の宿繼所勤方と人馬制限の外、年月不詳の宿驛勤方、及び弘化三年十二月の驛馬買入に關する借錢一件についての四つである。この中安永三年九月十六日の宿驛勤方及人馬制限と弘化三年十二月の驛馬買入一件の二項を代表として掲げ以て、問屋場に對する藩の政策の一斑を伺ふのよすがとしよう。

安永三年九月十六日古格集

一、宿繼所勤方繼飛脚御證文相添御急用の儀は晝夜共に早く無滯差出候様尤通例の御用の儀は宿々にて一日一度拂に差出候様申付置候

一、在浦々往來の御役人上下御定人數の外堅召連れ候儀有之間敷候凡て御目見已下の者共人馬差出候儀も相聞得候右の儀堅無之様に申付候依之以來月々宿繼所より人馬調差出候様被仰付置候間不埒の義有之者急度御吟味可被仰付候

但本荷貫目殊の外重荷之分は馬數にも相成宿繼難儀之趣相聞得候共御定も有事に付左様無之候様且駄賃相對雇の儀御定の通急度相渡可申候右之趣宿繼所へも申付置候尤駄賃付の者共御定の外増賃等相望不届の儀有之候はゞ其旨申出候様

一、弘前諸廉にて在浦々附上の御用物の儀は是迄の通り勘定所へ申立候様浦々より附上候御用物は配賦へ其所の勤番見届印形致宿繼所へ差出候様尤都而御用物並往來諸役人共馬觸も無之宿繼所へ差懸り人馬申付農事差障村々及難儀の旨相聞得云々

弘化三年十二月葛原家記

一、驛馬難澁に付足馬買入申度御錢三貫目拜借奉願馬九疋買入候事

(5) 助郷 楮、宿繼所のことは以上の如く制定せられてゐたのであはから、宿立の人馬を使用し盡したる時は加入馬たる助郷と前以て約定しておかないと、そこに差支の生ずることは勿論であるから、碓ヶ關、弘前、野内、青森、蟹田、今別への助郷は前以て契約しておくべき旨を達しられてゐた。然るに宿立人馬のあるにも不拘、加入馬を申付けるやうな不埒なことがあつたが、これらは嚴重に取締られたのであつた。

(6) 駄送 次に駄送の例は萬延元年二月の文書には、江戸へ送る材木で宿繼で濱下(即青森、鯨ヶ澤兩港へ便宜をみて駄送すること)になつた荷物を駄送するために、入用人夫、驛の取束三百人以上と馬百五十疋以上、惣組割に仰付られたき旨書いてあるが、これは惣組割救合の事であつて、實にこの材木駄送こそは重要なものゝ一つであつたであらう。

(7) 旅籠料 最後に、旅籠料の規定を見よう。弘前藩に於ては、他の近藩の不整備に拘らず、大にこれが整備を見たが、安政五年十月十七日の制令に依れば、

- 一、上 三百三拾文
 - 一、中 三百文
 - 一、下 二百五拾文
- となつてゐる。これらも路政を窺ふ一つの貴重な資料であらう。

b. 飛脚 この飛脚も、路政附隨の一つに數へるべきであらうが、驛傳方面に比して稍其の重要性を缺く點があるから、本稿に於ては、これに關して多くを述べる事を避け主なる制令を擧げるに止めよう。

貞享三年三月二十八日、飛脚往來路銀及褒美のこと。

寶曆五年 繼飛脚のこと。

- 安永三年九月十六日 御用荷物宿繼のこと。
- 天明元年十一月 御用狀のこと。
- 年月不詳 御用狀隠匿處分。
- 嘉永四年三月五日 飛脚賃直拂仰付られ候こと。
- 安政四年七月二十八日 飛脚賃直拂(七ヶ年間)のこと。

以上、徳川時代に於ける弘前藩の路政概況を述べたのであるが、以下、宿驛、傳馬賃錢及各里道賃錢の三につきて少しく詳細なる事實を示すこととする。

御弘前藩には四道があつた。即、次の如くである。

- 弘前——青森——油川
 - 小湊驛——小湊通(一)
 - 三馬屋驛——三馬屋通(二)
- 弘前——碓ヶ關——秋田、釋迦内驛——碓ヶ關通(三)
- 弘前——鯨ヶ澤——大間越——秋田、能代——鯨ヶ澤通(四)

楮、この四道の驛路は人馬の多少と其の需要とに随つて助郷を置くものと置かざるものがあり、助郷を置く宿驛も之を多くとる驛と少くとる驛とがあつた。

以下、各宿驛を示すに、

驛 路 諸 宿

弘前驛 鹽分町にあり

公用出人夫は町々居下出人夫より相勤む旅人往來駕籠荷物持人夫は賃錢直拂なり

但年中四千七百五拾疋持内の驛は市中駄賃渡世の馬一ヶ月六度勤近郷駄賃渡世の者弘前町中荷附の故を以て年中十五度手傳馬差出し外に弘前一町内へ馬三疋づゝ建馬有之定に付十ヶ町にて三拾疋月六度勤にて貳千百拾疋出馬共大都四千七百五拾疋なり賃錢は里數に應じ一定有之

和徳組 藤輪驛抱合下十日繼立
百田驛

助郷村々 津賀野 大久保兩村

但山作人夫並在割物助郷共免引

駄下増錢高の内三步通免引

繼立一時五拾疋に越候節は組救加入馬にて履錢差出し村割合に相成候事

大繼立の節は浪岡驛迄弘前より通し人馬の事

藤崎組 百田驛抱合上廿日繼立

寄郷 根子橋 岩井二ヶ村

但前同斷大繼立之節は弘前より浪岡迄の事

浪岡組 目鹿澤抱合上十五日繼立

寄郷 中野村

但前同斷

増館組 浪岡驛抱合下十五日繼立

寄郷 佐野 赤茶二ヶ村

但前同斷

油川組 新城驛

助郷無し

但山作在割前同斷駄下増錢高の内五步通り免引

一時繼立貳拾五疋に越候節は油川組より加入馬出の事

油川組 油川驛

助郷無し

但山作在割同斷駄下増錢高の内二步通免引一時繼立貳十五疋に越候節は組

救之事

浦町組 荒川驛抱合上十五日繼立

助郷無し

但前同斷一時數拾疋繼立の節は前同斷本驛は豆や坂通と稱し浪岡より青森

へ通行一驛路と爲す三月朔日より九月三十日迄青森通通行本驛路なり十月

朔日より二月三十日迄浪岡驛より新城油川青森を以て本通路と爲す

浦町組 高田驛抱合下十五日繼立
荒川驛 八つ役

青森町奉行支配

青森驛

人夫拾人馬三疋平常持方持内の管一時繼立右人馬に越候へは浦町組より加入馬の事

但山作人夫在割物免許

横内組 野内驛

人夫拾人馬三疋平常持内にて多人馬繼立の節は横内組村々より加入馬の事

但人別戸籍野内町奉行支配にて田畑は代官支配なるを以て免引前同斷駄下

増錢貳步通免引大繼立の節は青森より小湊迄通の事

蟹田町奉行支配

蟹田驛

人夫拾人馬三疋平常持内にて繼立多人馬繼立の節は青森より三馬屋まで通の事

今別町奉行支配

今別驛 三厩驛

人夫拾人馬三疋平常持内にて繼立多人馬繼立の節は青森より通人馬の事

但浦町奉行支配に付野内驛同斷

後瀉組 平館驛

人夫拾人馬三疋平常持内にて繼立多人馬繼立の節は青森よりの通人馬の事

但山作人夫並駄下増錢今別同斷

按ずるに蟹田より平館に至る三驛は青森油川を経て三馬屋に至る驛次也

昔は三馬屋を以て松前要津と爲すを以てなり又云ふ平館は驛次より之を

言へば蟹田の次に有るべし本書如此故に順次を私正せざるなり (租税誌)

大罌組
石川驛

助郷無し

但山作人夫在割物人夫拾人馬五疋まで持内其餘近村より加人馬の事駄下増
錢高の内三步通免引

碓ヶ關町奉行支配

碓ヶ關驛

助郷長峯より上五ヶ村

但山作人夫在割物同断人夫五拾人馬貳拾五疋以下助郷半許持内多人馬繼立
の節は大罌組より加人馬の事

按ずるに右二驛は弘前より秋田通行路の一にして所謂碓ヶ關通なり (租税誌)

高杉組
高杉驛

人夫拾人馬拾疋以上一時繼立の節は組救の事尤大繼立の節は弘前より十腰内
迄通し繼に付平常の外は繼立不申

助郷無し

但山作人夫在割物免引駄下増錢高の内三步通り免引

高杉組
十腰内驛

助郷 高杉組 鬼澤村

但前同断助郷は半免駄下増錢助郷は三步通り十腰内村五歩通人夫三拾人馬
貳拾五疋以上一時繼立の節は抱合藤代組より加人馬の事

赤石組
南浮田驛

助郷 中村

山作人夫在割物免引助郷は半免駄下増錢助郷は一步通南浮田は三步通り大
繼立の節は十腰内より鯨ヶ澤迄通し繼立に付平常の外は繼立不申

鯨ヶ澤町奉行支配

鯨ヶ澤

人夫三拾人馬拾疋持内の定

一時繼立右に盜候節は赤石組より加人馬の事

次に傳馬賃錢のことであるが、これは前述せし如く北國の常として冬期と夏期
とは道路交通の情况大に相違するを以て、従つて賃錢は異ならざるを得なかつた。
次掲の表中に夏、冬の別あるは是に由來する。

傳 馬 賃 錢

		碓ヶ關通り	弘前より		
			本馬三十六貫目	輕 尻	人 夫
弘前	より	三里四十間五尺	夏 七十一文 冬 九十二文	夏 四十八文 冬 五十六文	夏 三十六文 冬 四十七文
石川	まで				
石川	より	三里二十二町	百八文 百四十文	七十二文 九十三文	五十四文 七十文
碓ヶ關	まで				
碓ヶ關	より	五 里	二百二十五文 二百九十三文	百五十文 百九十五文	百十三文 百四十七文
釋迦	内まで				
三 馬 屋 通 り					
弘前	より	二里九町五十 七間二尺	五十二文 六十八文	三十五文 四十五文	二十六文 三十四文
藤崎	まで				
藤崎	より	二里三十三町 五十九間四尺	六十六文 八十六文	四十四文 五十七文	三十三文 四十三文
浪岡	まで				
浪岡	より	四里二十六町 三十一間五尺	百七十八文 二百三十一文	百十八文 百五十五文	八十九文 百十六文
新城	まで				
新油	より	三十四町五十 四間一尺	二十二文 二十九文	十五文 十九文	十一文 十四文
油川	まで				
油川	より	三里十九町八 間二尺	八十五文 百十文	五十七文 七十四文	四十三文 五十六文
蓬田	まで				
蓬田	より	二里三町三十 七間五尺	五十文 六十六文	三十三文 四十三文	二十五文 三十二文
蟹田	まで				
蟹田	より	三里五十六町 八間二尺	百 文 百三十文	六十七文 八十七文	五十五文 六十五文
平館	まで				
平館	より	五里二十町十 五間五尺	三百十八文 四百十三文	二百十二文 二百七十六文	百五十九文 二百七文
今別	まで				
今別	より	一里八町三十 九間	三十七文 四十八文	二十五文 三十二文	十五文 十九文
三馬屋	まで				
豆	坂	通			
			浪岡より青森を經小湊		

浪高	岡田	よ	り	四里八町三十一間	百六十九文 二百二十文	百十三文 百四十七文	八十五文 百十文
浪荒	岡川	よ	り	四里三十一町三十八間	百九十五文 二百五十三文	百三十文 百六十九文	九十七文 百二十六文
高春	田森	よ	り	二里二十二町八間四尺	六十文 七十八文	四十文 五十二文	三十文 三十九文
高野	田内	よ	り	三里三十四町十一間四尺	九十文 百十七文	六十文 七十八文	四十五文 五十八文
荒青	川森	よ	り	二里一間四尺	四十六文 六十文	三十文 二十八文	二十三文 三十文
荒野	川内	よ	り	三里十一町四間五尺	七十五文 九十七文	五十文 六十五文	三十八文 四十九文
青淺	森島	よ	り	三里二十一町三十六間	八十九文 百十六文	五十九文 七十七文	四十九文 五十八文
淺小	島淺	よ	り	三里三十三間	七十三文 九十五文	四十九文 六十四文	三十七文 四十八文
	油川	よ	り	附 油川通	三十文 三十九文	二十文 二十六文	十五文 十九文
	大間越	よ	り	附 大間越通			
弘高	前杉	よ	り	二里八町五十一間	五十一文 六十六文	三十四文 四十四文	二十六文 三十四文
高十	杉内	よ	り	三里十五町五十六間二尺	百三十七文 百七十九文	九十二文 百二十文	二十七文 三十五文
十浮	内田	よ	り	二里四十四間四尺	五十五文 七十一文	三十六文 四十七文	二十五文 三十五文
浮餘	田澤	よ	り	一里十一町十三間	三十五文 四十五文	二十四文 三十一文	十八文 二十三文
餘赤	澤石	よ	り	一里八町三十二間二尺	三十文 三十九文	二十文 二十六文	十五文 十九文
赤關	石ま	よ	り	一里二十一町二十九間四尺	三十八文 四十九文	二十六文 三十四文	十九文 二十五文
關金	井ヶ澤	よ	り	八町三十一間	六文 八文	四文 五文	三文 四文
金井	合瀨	よ	り	二里十七町三間	七十一文 九十二文	四十八文 六十二文	三十六文 四十七文
風合	瀨木	よ	り	一里十九町三十間	四十五文 五十八文	三十文 三十九文	二十二文 二十九文
轟追	木良	よ	り	二十八町十六間	十一文 二十七文	十四文 十八文	十一文 十四文

追良	瀨戸	よ	り	二十八町三十八間	二十一文 二十七文	十四文 十八文	十一文 十四文
廣深	戸浦	よ	り	一里五十五間	三十文 三十九文	二十文 二十六文	十五文 十九文
深岩	浦崎	よ	り	二里二町四十八間	百十九文 百五十五文	七十九文 百三文	五十九文 七十七文
岩松	崎神	よ	り	一里二十五町五十九間	三十文 六十五文	二十三文 四十三文	二十五文 三十二文
松黒	神寄	よ	り	二十四町五十間	十六文 二十一文	十文 十三文	八文 十文
黒大	寄間	よ	り	三十四町二十三間	二十二文 二十九文	十四文 十八文	十一文 十四文
大八	間森	よ	り	五里	二百二十五文 二百九十二文	百五十文 百九十五文	百十三文 百四十七文

尚、各里道賃銀を次に示すのであるが、この表中、碓ヶ關、三馬屋、大間越の三道を除くの外は各々大郷へ通行する夏賃錢であつて、若し雪路なれば、本賃錢に三割増を加ふる規定であつた。

各里道賃銀

銀	通	本馬	輕尻	人夫			
藤原	崎子	よ	り	二里二十一町五十八間	九十六文	六十四文	四十八文
原飯	子詰	よ	り	二里十三町十六間三尺	六十四文	四十三文	三十二文
飯金	詰木	よ	り	二里三十二町一間	六十六文	四十四文	三十三文
飯嘉	詰瀨	よ	り	一里二十六町五十四間	四十文	二十六文	二十文
嘉金	瀨木	よ	り	二十町十六間	十三文	九文	六文
金中	木里	よ	り	二里十二町四十一間	六十三文	四十六文	三十二文
中相	里打	よ	り	三里三十五町四十間	百五十九文	百六文	八十文
相小	打泊	よ	り	三里十五町二十九間	百四十六文	百三十一文	六十八文
相十	打三	よ	り	一里十一町四十一間	三十文	二十文	十五文

十小	三泊	よ	り	二里三十四町三間	百六十八文	百十二文	八十四文
		附	薄市へ				
中尾	里別	よ	り	十町十五間	八文	五文	四文
尾高	別根	よ	り	二十三町	十五文	十文	七文
高薄	根市	よ	り	九町十二間			
		餘ヶ澤	より	十三通			
餘浮	ヶ澤	よ	り	一里十一町十三間	三十五文	二十四文	十八文
浮北	田	よ	り	七町五十三間	五文	三文	二文
北十	田	よ	り	七里十三町三十六間	百七十七文	百十八文	八十九文
		碓ヶ關	より	浪岡へ			
碓小	ヶ關	よ	り	四里三十二町十六間	百三十二文	八十八文	六十六文
小黒	和森	よ	り	一里二十六町十間五尺	三十九文	二十六文	二十文
黒浪	石岡	よ	り	二里十四町三十四間二尺五寸	五十五文	三十七文	二十七文
		弘前	より	十三長濱通り			
弘青	前	よ	り	三里	六十八文	四十六文	三十四文
青種	女子	よ	り	十六町十間	十文	七文	五文
種野	市木	よ	り	一里十七町四十三間三尺	三十四文	二十三文	十七文
野桑	木田	よ	り	一里四十四間	二十三文	十五文	十二文
桑野	木田	よ	り	一町	一文	一文	一文
川木	端造	よ	り	二十七町	十七文	十一文	八文
木蕨	造槌	よ	り	一里十四町二十二間	三十二文	二十一文	十六文
木長	造濱	よ	り	三里二十八町五十間	八十四文	五十八文	四十三文

菰牛	槌湯	よ	り	二里十八町四十一間	六十八文	四十五文	三十四文
牛十	湯三	よ	り	三里十八町十九間	九十四文	六十二文	四十七文
		浮田	より	飯詰通り			
浮木	田造	よ	り	三里九町五間	八十八文	五十八文	四十四文
木飯	造詰	よ	り	三里十九町一間	八十八文	五十四文	四十文
		高杉	より	床前			
高野	杉木	よ	り	二里二十町三十五間五尺	七十四文	四十九文	三十七文
野木	木筒	よ	り	七町五十四間	五文	三文	二文
木床	筒前	よ	り	二里十六町四十四間	五十六文	三十七文	二十八文
藤黒	崎石	よ	り	二里九町三十五間四尺五寸	五十二文	三十四文	二十六文
		藤崎	より	飯詰まで			
				倭外を経て			
藤夕	崎顔	よ	り	三里一町四間	七十文	四十七文	三十五文
藤原	崎子	よ	り	三里二十一町五十八間	八十二文	四十二文	四十一文
夕飯	顔詰	よ	り	二里二十三町三十四間三尺	七十九文	三十三文	三十九文
		藤崎	より	飯詰			
				柏木を経て			
藤飯	崎詰	よ	り	六里十五町三十間三尺	百四十七文	九十八文	七十三文
		藤崎	より	藻川			
				板屋野木を経て			
藤板	崎野	よ	り	三十三町三十七間	二十一文	十四文	
板屋	野木	よ	り	一里十九町	三十五文	二十三文	十一文
鶴喰	田川	よ	り	一里十二町十五間三尺	三十一文	二十文	十五文
喰高	川瀬	よ	り	二十二町三十六間	十四文	九文	七文
高瀬	瀬川	よ	り	三十町三十四間	十九文	十三文	十文

弘前より各所

弘前	より	二里三町四十間	四十八文	三十二文	二十四文
久渡	より	寺一			
弘前	より	一里一町四十間	二十八文	十八文	十四文
弘前	より	二里十三町三十七間	六十四文	四十三文	三十二文
百澤	より	二里十二町四十八間	六十三文	四十二文	三十二文
岩木	より	八里十二町四十七間	三百三十三文	二百二十二文	百六十七文
弘前	より	二里三十一町二十間	六十六文	四十四文	三十三文
弘相	より	馬			

弘前より砂子瀬

弘前	より	三	里	百五十文	百	文	七十五文
國吉	より	三	里	二十五町四十四間	百七文	七十一文	五十四文

弘前より一ノ渡

弘前	より	二里十三町四十四間	五十四文	三十六文	二十七文
一渡	より	御番所			

弘前より黒石 尾上を經

弘前	より	二里三十町	六十五文	四十三文	三十二文			
尾上	より	二十	三町	十四文	十	文	七	文
黒石	より	一里二十町四十三間	四十文	二十七文	二十文			
温湯	より	二十一町二十八間三尺	十六文	十一文	八	文		
板留	より	三十五町十五間三尺	二十六文	十八文	十三文			

板屋野木より飯詰 柏木を經

板屋野木	より	一里五町五十二間					
狐森	より	十八町三十五間	十二文	八	文	六	文
梅田	より	二十五町二十五間	十六文	十一文	八	文	

廣田	より	一里三十五町五十八間	四十六文	三十一文	二十三文
飯詰	より	詰			

以上の諸規定は徳川時代より引續き傳へられて、明治二年に至り始めて改正せられたのである。

2. 明治二年の改正

已に述べたるが如く、明治維新以後、政府は路政の方面に着々として改革の歩を運んだので、短時日を以て目醒ましき進歩を遂げたのである。弘前藩に於ては明治二年に路政の改革となり、従来用ひ來たる慣習を或は廢し、或は改正したのである。次に示す、管内道法賃錢定及各役所竝浦々詰合場所賃錢定はこの改革の結果である。然して改正せられたる賃錢は人足賃にして従來の馬匹の賃錢定はこれを廢し、相對を以て馬を雇ふことゝなしたのである。この人足賃は舊時のそれに比して十倍に上つた。これ人足を以て馬脊に代る時に方り、勞力を償ひ得るやうに餘裕を與へたもので、且つ賃錢をば、冬夏の兩様に區別する事をもなさることゝしたるによる。

管内道法賃錢定 (明治二年調)

弘前より碓ヶ關釋迦内まで

弘前	より	三里四十間五尺	五百四十文	
石川	より	三里二十一町	六百四十文	
碓ヶ關	より	五	里	一貫四百二十六文

弘前より三厩小湊まで

弘前	より	二里九町五十七間二尺	五百十文
藤崎	より	二里三十三町五十九間四尺	六百五十九文
浪岡	より	四里十六町三十一間三尺	一貫百二十九文

新道青	城通森	よ	り	一里二十三町三十四間二尺	二百四十八文
新油	城川	よ	り	三十四町五十四間一尺	百四十五文
油蓬	川田	よ	り	三里十九町八間二尺	五百二十九文
蓬蟹	田田	よ	り	二里三町三十七間五尺	三百十六文
蟹野	田田	よ	り	二里十六町三十間二尺	三百六十八文
野平	田館	よ	り	一里	百五十文
平今	館別	よ	り	五里二十町十三間五尺	一貫九百八十四文
今三	別厩	よ	り	一里八町三十九間	二百三十三文
油青	川森	よ	り	一里十三町三十一間一尺	二百六文
青野	森内	よ	り	二里四十七間三尺	三百三文
野小	内湊	よ	り	五里十一町八間一尺	七百九十七文
弘前より大間越八森まで					
弘高	前杉	よ	り	二里八町五十一間	三百三十七文
高十	杉内	よ	り	三里十五町五十六間二尺	八百七十六文
十淨	内田	よ	り	二里四十四間四尺	三百六十四文
淨浮	田澤	よ	り	一里十一町十三間	二百三十六文
浮録	ケ澤	よ	り	一里八町三十二間二尺	百八十六文
録赤	石澤	よ	り	一里二十一町二十九間四尺	二百四十文
赤關	石井	よ	り	八町三十一間	三十六文
關金	井澤	よ	り	二里十七町三間	四百六十六文
金風	合瀨	よ	り	一里十九町三十間	二百八十六文
風轟	合木	よ	り		

轟追	木良瀬	よ	り	二十八町十六間	百四十三文
追廣	良戸瀬	よ	り	二十八町三十八間	百四十三文
廣深	戸浦	よ	り	一里五十五間	百九十四文
深岩	浦崎	よ	り	二里二町四十八間	七百三十七文
岩松	崎神	よ	り	一里二十五町五十九間	三百二十四文
松黒	神崎	よ	り	二十四町五十間	百三文
黒大	崎間越	よ	り	三十四町二十三間	百四十三文
大八	間越森	よ	り	五里	一貫四百三十一文
南浮田より七段坂通新城まで					
南山	浮田	よ	り	二里十七町三十八間	三百七十四文
山嶺	田川	よ	り	二里七町七間	三百三十文
嶺原	川子	よ	り	三里十三町四十八間四尺	五百七文
原新	子城	よ	り	五里七町十五間	一貫百八十八文
浮田より十三まで					
南北	浮田	よ	り	七町五十三間	三十二文
北十	浮田	よ	り	七里十三町三十六間	一貫百六文
碓ヶ關より八幡館黒石通浪岡迄					
碓小	ヶ關	よ	り	四里三十二町十六間	八百六十七文
小黒	和森	よ	り	一里二十六町十間五尺	二百五十九文
黒浪	石岡	よ	り	二里十四町三十四間二尺	三百六十一文
浪岡より豆や坂通青森野内まで					
浪高	岡田	よ	り	四里八町三十一間	九百二十九文

浪荒	岡川	よま	り	四里三十一町 三十八間	一貫二百十三文
高青	田森	よま	り	二里二十三町 八間四尺	五百九十二文
荒青	川森	よま	り	二里一間四尺	三百文
高野	田内	よま	り	三里十四町十 一間四尺	五百九十三文
荒野	川内	よま	り	三里十一町四 間五尺	四百九十五文
弘前より尾上通黒石まで					
弘尾	前上	よま	り	二里三十町	四百二十五文
尾黒	上石	よま	り	二十二町四十 八間三尺	九十五文
藤崎より銀通小泊まで					
藤原	崎子	よま	り	四里八町十間	六百五十四文
原飯	子結	よま	り	二里十三町十 六間三尺	四百十七文
喜良市通					
飯金	詰木	よま	り	二里三十二町 一間	四百三十三文
飯嘉	詰瀬	よま	り	一里二十六町 五十四間	二百六十一文
嘉金	瀬木	よま	り	二十町二十六 間	八十一文
金中	木里	よま	り	二里十二町四 十一間	四百十六文
中相	里打	よま	り	三里三十町四 十間	八百八十文
相小	打泊	よま	り	三里十五町二 十九間	一貫二百二十三文
相十	打三	よま	り	一里十一町四 十一間	百九十九文
十小	三泊	よま	り	二里三十四町 三間	一貫四十九文
右街道の内中里より相打まで小宿繼次の通					
中尾	里別	よま	り	十町十五間	四十三文

尾高	別根	よま	り	二十三町	九十六文
高薄	根市	よま	り	九町十二間	三十八文
薄相	市打	よま	り	二里二十九町 十三間	七百十一文
弘前より諸方街道					
弘前	久渡寺	よま	り	二里三十四町 一間	三百十五文
弘前	愛宕	よま	り	一里七町四十 八間	百五十二文
弘前	百澤	よま	り	二里十三町三 十七間	四百十六文
百岩	澤木湯	よま	り	二里十二町四 十八間	四百十六文
弘前	切明	よま	り	八里十二町四 十七間	一貫二百七十九文
弘前	相馬	よま	り	二里三十一町 二十間	四百三十一文
弘弘前より砂子瀬まで					
弘前	吉	よま	り	三 里	五百六文
國砂	子瀬	よま	り	三里二十五町 二十九間	六百文
弘前	一ノ渡	よま	り	二里十三町四 十四間	三百五十八文
弘前より石渡通十三長濱まで					
弘前	青女子	よま	り	三 里	四百五十文
青種	女子市	よま	り	十六町十間	六十七文
種野	市木	よま	り	一里十七町四 十一間三尺	二百二十三文
野桑	野木田	よま	り	一里四十四間	百五十三文
桑野	木田川	よま	り	一町三十六間	七文
川木	端達	よま	り	二十七町	百十三文
木菰	造槌	よま	り	一里十四町二 十二間	二百十文

木造	造濱	よ	り	三里二十八町	五百七十文
		ま	で	五一間	
菰	槌	よ	り	二里十八町四	三百四十八文
牛	湯	ま	で	十一間	
牛車	湯力	よ	り	九町十六間	三十八文
		ま	で		
車十	力三	よ	り	三里九町三間	四百八十四文
		ま	で		
浮田より飯詰まで					
浮木	田造	よ	り	三里九町五間	五百六十八文
		ま	で		
木飯	造詰	よ	り	三里十九町一	三百二十九文
		ま	で	間	
高杉より床前まで					
高野	杉木	よ	り	二里二十町三	四百七十四文
		ま	で	十五間三尺	
野木	木筒	よ	り	七町五十四間	三十三文
		ま	で		
木床	筒前	よ	り	二里十六町四	三百四十八文
		ま	で	十四間	
藤崎より黒石まで					
藤黒	崎石	よ	り	二里九町三十	三百四十二文
		ま	で	五間四尺	
藤崎より俵外通飯詰原子まで					
藤夕	崎顔	よ	り	三里一町四十	四百五十七文
		ま	で	間	
夕飯	顔詰	よ	り	二里三十三町	五百九文
		ま	で	三十四間三尺	
藤原	崎子	よ	り	三里二十一町	五百四十一文
		ま	で	五十八間	
藤崎より柏木通飯詰まで					
藤飯	崎詰	よ	り	六里十五町三	九百六十五文
		ま	で	十間三尺	
藤崎より板屋野木証藻川まで					
藤板	崎野木	よ	り	三十三町三十	百四十文
		ま	で	七間	
板屋	野木	よ	り	一里十九町	二百二十九文
鶴	田	ま	で		

鶴喰	田川	よ	り	一里十二町十	二百文
		ま	で	五間三尺	
喰高	川瀬	よ	り	二十二町三十	九十三文
		ま	で	六間	
高藻	瀬川	よ	り	三十町三十四	百二十七文
		ま	で	間	
板屋野木より飯詰まで					
板屋	野木	よ	り	一里五町五十	百七十四文
狐森	森	ま	で	一間	
狐梅	森田	よ	り	十八町三十五	七十八文
		ま	で	間	
梅廣	田田	よ	り		
		ま	で		
廣飯	田詰	よ	り		
		ま	で		

借、次に掲げたる表は、弘前を除くの外、町奉行、諸目付及び藏奉行代官等各支配受持所へ在勤出張の際に使用せらるゝ人足賃錢の規定であつて、明治二年の調に依る。

各役所並浦々詰合場所賃錢定（明治二年調）

弘前より	宿川原まで	四里	六百九十二文
同	大鰐まで	四里十三町十三間三尺	七百五十文
同	碓ヶ關まで	六里二十二町四十間五尺	一貫百九十四文
同	藤崎まで	二里九町五十七間二尺	三百四十二文
同	増館まで	四里十九町五十六間六尺	六百八十三文
同	中野村まで	五里十五町四十二間	七百八十四文
同	新城通油川まで	十里二十三町二十二間	二貫五十八文
同	内眞部まで	十二里二町五間四尺	二貫二百六十八文
同	小橋まで	十二里十六町五間四尺	二貫三百二十八文
同	後湯まで	十三里十三町五十二間四尺	二貫四百六十八文
同	蟹田まで	十六里十町八間四尺	二貫八百十四文
同	平館まで	十九里二十六町三十九間	三貫三百三十七文
同	曇月まで	二十二里	四十二匁一分八厘
同	今別まで	二十里十町五十五間	五貫三百二十二文

同	三 厩まで	二十六里十九町三十四間	五貫五百五十五文
同	獨 狐まで	一里三十一町	二百七十五文
同	高 杉まで	二里八町五十一間	三百三十七文
同	鯉ヶ澤まで	九里四十五間	一貫八百十三文
同	金井ヶ澤まで	十二里三町十八間	二貫二百七十五文
同	深 浦まで	十八里二十五町四十間	三貫五百七文
弘前より大間越まで		二十四里五町四十間	四貫八百十三文
同豆ヶ坂通青森まで		十二里三町三十六間四尺	二貫二百九十七文
同	野 内まで	十四里四町二十四間一尺	二貫六百文
同	久東坂まで	十四里三十一町二十四間一尺	二貫七百十二文
同	淺 虫まで	十五里二十一町二十四間一尺	二貫八百十二文
同	板屋野木まで	三里七町三十四間二尺	四百八十二文
同	飯 詰まで	八里九町十一間五尺	一貫三百文
同	金 木まで	十一里五町十二間五尺	一貫七百三十四文
同	喰 川まで	六里二十四町十九間五尺	九百十二文
同	不動林まで	十一里二十三町十二間五尺	一貫八百九文
同	相 打まで	十七里十七町五十二間五尺	三貫百三十文
同	新道通青森まで	十一里十二町二間五尺	二貫百六十一文
同	金木通小泊まで	二十里三十三町二間五尺	四貫五百九十四文
同	喜良市まで	十二里五町十二間五尺	一貫八百八十四文
同	今泉嶺山まで	十五里半	二貫八百三十文
同	三世寺まで	二 里	三百文
同	青女子通木造まで	六里二十七町十二間	一貫十三文
同	高杉通木造まで	六里二十二町十七間	一貫八十四文
同	造通十三まで	十四里六町三十四間	二貫七十八文
同	木造通小泊まで	十七里四町三十七間	三貫百五十一文
同	高杉野木通床前まで	七里十八町四間三尺	一貫百九十三文
同	出来島まで	十里三十三町二十三間	一貫九百九文
同	浮田通十三まで	十五里十一町一間	二貫七百十六文
同	川 合まで	二 里	三百文
同	尾 上まで	二里三十町	四百二十五文

同	早瀬野まで	五里四町二十一間	八百九十六文
弘前より瀬戸子まで		十一里二十町五十二間	二貫二百二十六文
同	八 幡まで	十三里十二町	二貫四十八文
同	奥平部まで	二十二里六町三十二間	四貫百三十二文
同	島 田まで	五里二十三町五十七間	一貫四十九文
同	尾 別まで	十三里二十八町八間五尺	二貫百十九文

附記 本稿は寫本青森縣租稅誌前編(諸稅篇)九、所載の資料に據つて草した。

2. 徳川時代に於ける北海道の開拓と道路

道路が經濟生活に密接なる關係あることは今更多言を要しない。然もこの道路が土地の開発といふ方面に於て如何に役立つたかはその一例を北海道に求める事が出来よう。

開拓使日誌明治四年十月五日の頃、東久世長官黒田次官上表中に「夫れ開拓の要は山川の形勢を察して往來を通し土地の美惡を検し培養を盛にし以て養生を厚くし風俗を美にするに在り(下略)」と述べられて居て先づ開拓の第一歩を道路の經營に置かれてゐるが誠に敬服に値する言葉といはねばならない。私は次にこの北海道の開拓に現はれたる道路政策なるものを古く松前氏時代以降幕末に至る間に尋ね開拓の創始に處したる幾多先人の勞苦の跡をこの道路經營の苦闘にしるすべく思ふのである。

寛政年間徳川幕府が本道の開拓に着手せる以前に松前氏は漸く勢力を得て全道を管轄してゐたのであつたが其の領地の統治は大概請負人と稱する商人に一任してゐた。かくて松前箱館江差に次の三章の法令を掲げた。

蝦夷と直接交易するを止む。

故なく蝦夷地に入るものは罪に抵る。

蝦夷を待遇する横逆非理ある事勿れ。

松前氏の治政は極めて消極的であつたから開拓計畫は勿論のことこの第一務た

る道路の見るべきものは殆んどなかつた。此頃アイヌは未開の民ながら交通の理を知り同種間或は他人種との間に交通してゐた。然も其の道路は修築したものではなく只足跡によりて自然と生じた小徑があつたに過ぎず往來の稀なる所は熊笹雜草等が繁茂してこれを辨じ兼ねたので山嶺を越ゆるには多く溪谷をつたつて登り下りしたといふ。尙松前藩の民政一般につき少しく述べんに、同藩は和人住居地以外を蝦夷地となし西部を西蝦夷と稱し知床岬を以て東西の境となしこれを藩士に給與し或は藩主の直領となし各運上金を徴して場所を商賣の輩に托し其の托されたる輩を場所請負人といひ請負人は自己の代理を務むべき支配人其他通詞、番人を場所に遣はし場所に運上家番家を建て、アイヌと交通し後にはアイヌを使役して漁業を営み又場所によつては和人の入稼を許し以て収入の多きを計るに至つた。然し尙和人の土着を許さず只六箇場所と稱する今の渡島國東部に漸次土着するものについてはこれを咎めなかつた。

其の後幕府は露人の野心の恐るべきものあるを知り、遂に寛政十一年正月東蝦夷地東地は南浦河より北は知床限、其他島々に至る迄を七箇年松前氏より幕府に上地せしめ自ら直轄し其の代償として武州久喜町に五千石を與へ同時に石川將監目付羽太正養及び大河内三橋二人並に松平信濃守忠明に蝦夷地を司ることを命ずこゝに於て幕府が始めて蝦夷地を植民地として一種の特別の政治を施してゐたのをやめて幕府の直領地となした。これより開拓事業は進み道路經營の如きも見らるべきものあるに至つた。

この前年即寛政十年幕府は目付渡邊胤等をして蝦夷地を巡檢せしめたが此時支配勘定近藤重藏が始めて蝦夷地のピクタモンケ、ルベシベツの山道を開鑿し翌十一年には最上徳内及び中村小一郎も様似の道路を開鑿し爾來所々の山道の開鑿をなしてゐる。これ幕府の政策の實現にして道路の開鑿は順次に行はれた。即享和三年以後に長萬部虻田間道路を、又文化五年には釧路厚岸間の道路の開鑿が成つた。以上は東蝦夷地に於ける著名な道路の開鑿であるがこの外開鑿修築は各所に

行はれ風浪の日も尙人馬の通行に差支へなからしめたのであつた。

又室蘭幌別間は從來多くは室蘭灣を横ぎり約一里にして繪柄に渡り之より陸行せしが之を廢して室蘭より陸路幌別に至ることゝなつた。唯厚岸以東は河湖の便あるを以て多く水路を通行したのである。こゝに於て東蝦夷地道路は以上の如き開鑿によつて、より完全なものではなかつたが四時通行することを得るに至つた。こゝに特記すべきは從來の迂回せる所に近道を通じて里數を大いに減じたことである。されば享和三年頃の道路は大略次の如くになつた。

箱館より大野迄	五里	但休所有川村
大野より鶯の木迄	八里半	同 スクノツベ
鶯の木より山越内迄	五里四町	同 落部
山越内より長萬部迄	八里半	同 シラリカ
長萬部より禮文華迄	六里半	同 ライバ
禮文華より虻田迄	五里五町二十四間	同 辨邊
虻田より有珠迄	十二町	
有珠より室蘭迄	六里半	但休所アサルベツ
室蘭より幌別迄	五里	同 山中
幌別より白老迄	七里七町	同 アイロ
白老より勇拂迄	九里餘	同 コイトイ
勇拂より沙流迄	八里	同 鷗川
沙流より新冠迄	六里	同 厚別
新冠より静内迄	四里三十町	同 ウセナイ
静内より三石迄	二里	
三石よりムクチ迄	五里	但休所ウラカハ
ムクチより様似迄	三里	同 ホロベツ
様似より幌泉迄	六里十七町	同 ホロマンベツ
幌泉より猿留迄	六里二十四町五十間	同 タモキサハ
猿留より廣尾迄	六里	但休所ルベシベツ
廣尾より當縁迄	七里八町	同 アイホシヤ
當縁より大津内迄	六里十四町	同 勇洞

大津内より尺別迄	八里四町	同	フコツベ
尺別より白糠迄	四里八町	同	バシクル
白糠より釧路迄	七里	同	フタノシケ
釧路より昆布森迄	四里	同	桂懸
昆布森より仙鳳趾迄	五里八町	同	ソソテキ
仙鳳趾より厚岸迄	海上二里		
厚岸よりノコベリベツ迄	六里十八町	但休所	センベ
ノコベリベツよりアンネベツ迄	五里六町	同	ライナウシ
アンネベツより西別迄	川船六里餘		
アンネベツより根室迄	海上九里餘		
根室より國後迄	海上十六里餘		
西別より野付迄	海上六里餘		
野付より國後迄	海上四里程		
國後入口泊より同所末アトイヤ迄	四十里程		
アトイヤより擇捉入口迄	海上七里程		

都合箱館より擇捉島入口迄凡二百三十四里餘なり、擇捉入口タンネモクより同所末アトイヤ迄四十八里餘なり故に箱館より擇捉末迄二百八十二里に及ぶ。

又厚岸より根室へ陸路あり次の如し。

厚岸より琵琶瀬迄	七里十九町
琵琶瀬より初田牛迄	七里二十八町
初田牛より落合迄	三里二十六町
落合より根室迄	六里二町

右の他仙鳳趾厚岸間は前に記する如く文化五年陸路を開き又厚岸アンネベツ間は其後厚岸より厚岸湖を經ベカンベウシ川を溯り邊寒邊牛より上陸してアンネベツに至る事とした。然して松前氏時代に於ける西海岸の開鑿はなかつたがこの期に於て東西海岸の連絡道路が數箇所開かれてゐる。即ち木古内山道千歳越雨龍越網走越及斜里越がこれである。其他西蝦夷地の交通は特筆すべきものもなく東蝦夷地に比すれば後れて幕府の直轄となつたので海岸道路も殆んど開鑿せられずた

文化六年岩内より余市に至る山道の開鑿があつたのである。これも刈分道路に過ぎなかつた。故に西蝦夷地は主に船によつて交通し或は陸行するも難所は搔送船に依つた。又旅客の一部は東西海岸連絡道路により東蝦夷地より往來した。但し増毛以北斜里に至る一帯の海岸は大なる難所がなかつたから多くは陸行してゐた。

寛政十一年に至り東蝦夷を一時幕府の直轄とすると同時に其經費一ケ年五萬兩宛を、寛政十一年より文化二年迄七年間幕府より支辨することに決しかくて蝦夷の殖民地を直轄としたので此四年間の出費二十七萬兩餘に達した。こゝにかくも莫大なる出費よりまぬがれんが爲に自給の計畫をなしたのであるが蝦夷地産物の増加と共に文化二年より全然自給財政となることが出来た即蝦夷地直轄以來年々の財政を示せば次の如くである。而して文化九年以後は剩餘金を生ずるにも至つた。

寛政十一年支出	七萬七千兩	外に一萬兩掛役人手當
同 十二年支出	六萬六千兩	同 一萬兩
享和元年支出	四萬兩餘	同 一萬兩
同 二年支出	五萬千兩餘	同 一萬兩
同 三年支出	一萬四千兩餘	
文化元年支出	なし	
同 二年支出	なし	
同 三年支出	なし	
同 四年支出	五萬五千兩餘	
同 五年支出	三萬兩餘	
同 六年支出	なし	
同 七年支出	なし	
同 八年支出	なし	

同 九年收納	金三萬兩
同 十年收納	金二萬八千兩
同 十一年收納	金一萬七千兩
同 十二年收納	金四萬五千兩

かくて文政四年十二月に至り幕府は北海道の地を松前氏に還附し幕府の施設を守りて失ふことなからしめたが、松前藩は以前におけるが如く道路に對して殆んど留意しなかつたので、爾後三十四年間は道路徒に荒廢するに任せねばならなかつた。

安政元年幕府は箱館奉行を設置し翌二年に至り蝦夷地全部並に東は知内以東西は乙部以北を幕府の直轄となし、本道の警衛及び開拓を圖つた。寛政文化の頃は主として東蝦夷地に力を盡し西蝦夷地には觀るべき施設なかりしが安政以降には主として西蝦夷地に力を注ぐこととなり各請負人に諭告して道路開鑿を行はしめ又篤志家の道路經營をも獎勵したので西蝦夷一帶陸路の全通を見るに至つたのである。

この間に於ける道路開鑿の主なるものは次の如くである。

安政三年	黒松内越道路の開鑿
同	雷電嶺の開鑿
安政三年起工同四年竣功	余市山道の開鑿
安政四年	小樽錢函間道路の開鑿
同	阿冬山道及濃書山道の開鑿
同	千歳越新道の開鑿
同	太田山道及狩場山道の開鑿
安政五年	鶉山道の開鑿

上記する所は皆西蝦夷地海岸道路及東西海岸連絡道路の主要なるものであるが其他尙諸請負人の行つた小開鑿及小修築は至る所行はれてゐる。是に於て西海

岸全部が人馬の通行をなし得るに至つたのみならず東西海岸の連絡道路も新に數條の道路を加へ交路上大なる便宜を加へたのである。

この他安政三年の軍川新道、萬延元年の根室厚別間道路等の開鑿があり、かくて北海道を馬脊によりて一周(恵山岬知床岬の難所は之を避け内部を通行す)するを得るに至りしが而かも是等の開鑿たるや尙馬足の通ずるを以て足れりとなし従つて海濱原野等苟も通行し得る限りは從來の儘となし唯險難の箇所のみ力を注いだ有様であつたから是等の新道は幅員狭く粗惡にして且急勾配の所が少くなかつたので今日より之を見れば完全といふ事が出来なかつたのである。この道路が開拓使の手によつて如何に改修せられ補修せられたかは吾人の大に趣味を引く所であるが本稿に於てはこれを述べない。

今参考のために西蝦夷地道路開鑿に私費を投じて成功せし功勞者にして箱館奉行の上申により幕府より褒賞を賜つた人々の名を列記すれば次の如くである。

褒 賞

永代苗字差免	江 差	鈴 鹿 甚右衛門
孫代迄苗字差免	津 輕	長 坂 庄 兵 衛
一代苗字差免一生 涯二人扶持を賜ふ	福 山	佐 藤 定 右 衛 門
一代苗字差免	歌葉磯谷請負人	佐 藤 榮 五 郎
銀十枚下賜	濱益増毛請負人	伊 達 林 右 衛 門
銀七枚下賜	岩内請負人	仙北屋仁左衛門
同	余市請負人	竹 屋 長 左 衛 門
同	小樽古平請負人	惠比須屋半兵衛
銀五枚下賜	厚田請負人	濱屋與三右衛門
銀三枚下賜	壽都請負人	山 崎 屋 新 八
同	古字請負人	福島屋新左衛門
同	石狩請負人	阿部屋 傳次郎

同	勇拂請負人	山田屋文右衛門
銀二枚下賜	忍路高島請負人	住吉屋 徳兵衛
同	積丹美園請負人	岩田屋 金藏

次にこの道路の補助たる橋梁及渡船を見るに舊幕時代北海道を和内地と蝦夷地とに分つたことは前述の如くであるが寛政の頃に於てさへ蝦夷地には橋らしき橋はなく稀に河川に粗末なる橋を架したるものもあるも多くは徒渉し大河には渡守を置き渡船したに過ぎなかつた。

和人居居地の河川もこの例に漏れず徒渉し得る河川は徒渉し然らざるものは多く渡船した。又橋あるも人馬の通行に差支へざる程度のもので完備したる橋梁を架したるものは反つて少なかつたのである。即ち有名な橋梁として舉ぐべきは享和元年箱館に架した榮國橋と文化元年龜田村に架しか萬年橋とであつた。

尙道路を補充するものとみるべきものに驛遞があるが初期松前氏時代に於ける和内地の驛遞は道路の粗悪を補ふの意味を以て人民は馬を飼養し、之を使役せるによつて運搬に大なる不便なきを得た。然らば蝦夷地に於ては如何なりしやといふに前述六箇場所及び山越内場所の如きは和内地より陸路往來する事が出来たが他の地方は歩行極めて困難であつたから和人は春船に乗つて場所に赴き秋又船に乗つて歸るを例としてゐた。松前藩士の公用を以て場所滞在中は運上家に止宿したもので偶々各場所を巡回せんと欲するものは特に船を仕立て航行し、若くは歩行し得る所は歩行し險難の所に至れば他の運上家より船を出して送らしめたのである。公用にかゝる通信は各場所運上屋遞次之を送達した又烽火臺を所々に設け事ある際には順次相警報することゝしてゐた。蝦夷地には從來馬がなかつたが、天明五六年の交幕府の官吏來つて蝦夷地を探討し其後又長崎交通使物用及び蝦夷救済交易其他のためこの地を往來するものあるに至り交通漸く頻繁となり遂に馬を通行運搬に使役するに至つたものである。

寛政より文政に至る幕府直轄の頃の驛遞は如何なりしやといふに寛政十一年幕

府は東蝦夷地の請負人を廢して各場所を直捌とし運上家を改めて會所と稱し各所に旅宿所(通行家と稱す)を設け會所をして之を取扱はしめた。即寛政十一年様似鹿野、白糠、釧路、昆布森、仙鳳趾、厚岸、ノコベリベツ、アンネベツ、野付の十箇所に旅宿所を建て以後漸次各所に之を設け以て行旅に不便なきを得せしめたのであつた。文化九年幕府の直捌を廢し十年以後復た請負人を置いたが驛遞に關することは舊によつて總て請負人に之を負擔せしめたのである。然るに西蝦夷の地は場所請負の制を改めないで運上家の名も舊に依つて之を用ひ驛遞の事一切請負人の取扱ふ所であつたが官吏の往來等頻繁となつたから各運上家は從來粗造の建物を改築して面目を一新したのであつた。

宿料は蝦夷地に於ては勤番吏員は其持場所に限り木錢米代三賄にて錢五十五文其他の通行人は七十五文であつた。

次に驛馬は、從來蝦夷地に於ける運搬は専ら「アイヌ」を使用したものであつたが交通の頻繁となるに従ひ勢之を虐使するを免れず且産業の妨をなすこと甚だしきものがあつたので寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや道路を開鑿すると共に馬六十頭牛四頭を奥州南部より購入して之を場所に配當し以て交通の便を計らしめた。又文化五年東蝦夷地より馬三十七頭を西蝦夷地に送り宗谷、天鹽、苫前、留萌の四場所に備付けたが是亦漸次増殖を見たのである。文化二年に至つて虻田有珠に牧場を設け幕府の厩より胤馬三頭を下附し牝馬を南部仙臺に購ひ以て馬匹の繁殖を圖つた。蝦夷地に於ける人馬賃錢は享和三年一里に付人足一人錢二十文馬一頭錢四十文と定め山道は人夫賃二割を増し馬賃は割増せず但し其割増地は長万部虻田間、室蘭視別間、様似廣尾間、昆布森仙鳳趾間であつて、箱館附二十四箇村の人馬賃錢も亦右に同じかつたが文化五年八月より九年七月迄四ヶ年間一里に付人足は錢六文馬は錢十文づゝ増錢を出願し許可せられ九年八月更に四箇年間増錢繼續を許可せられてゐる。

松前氏はその復領後、道路に對して餘り意を注がなかつたがこの頃千歳に産す

る銚を荷馬車もて運搬するに至りしは特筆に値することであつた。弘化の頃は千歳に馬匹二十七八頭車二十挺許りあつたといふ。

安政以降幕府直轄の頃は驛遞の方法は大略舊時に異ならず蝦夷地は一般に各場所請負人に於て之を擔當し又石狩場所の如き直捌となりし地に於て之を取扱つたのである。又安政六年南部、津軽、秋田、仙臺、庄内、會津の六藩に各々蝦夷地の一部を割き其領土として之を與へたが是等各藩の分も亦場所請負人をして之を取扱はしめた。安政以來幕府及び諸藩の官吏、諸藩警衛の士卒は勿論移住者も亦増加せるを以て驛遞の取扱は甚だ頻繁となつた而して驛遞に使用する人夫は從來「アイヌ」を使役するを普通としたが西蝦夷の南部に於ける各場所の如きは「アイヌ」の戸口著しく減少せるのみならず道路新に開け通行者頗る増加せるを以て勢ひ和人を使用せざるべからざるに至つた。

宿料は安政二年幕府直轄の時従前の通り蝦夷に於ては官吏は其持場内に限り三賄にて錢五十五文持場外通行の節は一賄二十五文、三賄七十五文、諸藩警衛等は一賄五十文、三賄百五十文として總て一汁一菜と定められて居たが此宿料は實際廉に過ぎたるのみならず安政六年以後諸藩の給地も相交り宿料も區々に互るの憂あるを以て箱館奉行は萬延元年宿料を増して之を一定した。即諸藩の給地を通行する箱館奉行所役々並に在住及幕府直轄地を通行する警衛人數其他諸藩の者は一泊上二百文、帶刀以上百五十文、下百二十五文、晝食は半旅籠となした。但し箱館奉行所役々が其直轄地内に於ける宿料は従前の通りとした。村方即ち和人住居地に於ける宿料は營業者に損失なき様支拂はなければならなかつたので蝦夷地よりも高價であつた。大野、鷲の木、落部は何れも一賄に付錢百文づゝなりしに米價高値の故を以て大野村は安政四年十二月百七十文、鷲の木は安政五年百十七文となし萬延元年には大野、鷲の木、落部とも一賄百二十五文、三賄三百七十五文とした。

次に驛馬は、和人居住地に於ては馬匹の飼養に關しては人民の隨意であつたが

蝦夷地に於て皆官馬にして之を會所運上家(東蝦夷地は會所西蝦夷地は運上家)に預托し備馬となし運搬の用に供したもので東蝦夷地の各場所は大抵數十頭を有し多きは二百餘頭に至つた。安政元年の調査に據れば東蝦夷地各場所合計千六百四頭外に虻田有珠牧場五百八十頭あり、西蝦夷は唯留萌、苫前、天鹽、宗谷の四場所にありて安政三年合計二百八十七頭であつた。然も各場所共飼養管理多く行届かなかつたので箱館奉行は各請負人に注意して飼養すべきことを諭せるも然も充分の管理は尙行届かなかつた。安政三四年の交西蝦夷地の難所を開鑿し新道を通じたので箱館奉行は虻田有珠牧場の官馬を西蝦夷地各場所に廻はし場所請負人に托して交通の用に任せしめたが官吏及び警衛の士卒は勿論移住民並に入稼人も増加して交通頻繁となり官馬のみにて下は其用を辨するに足らず且過度の使役をなして繁殖にも障害を及ぼすべきを以て箱館奉行は文化元年五月蝦夷地一般請負人より入稼人に至る迄自由に馬を飼育することを許し且運搬糺立を出願するものあれば之を許可し以て交通の便を計つた。然して人馬賃錢は從來普通一里に付一人錢二十文、馬一匹錢四十文であつた。官吏及び在位の通行は其半額にして持場内に無賃なりしが人夫賃を五割増加し又安政五年荷物賃目を定めた。即人足一人、一里錢三十文(但五貫目持)馬一匹一里錢四十文(但二十貫目附)となしてゐる。

以上述ぶるが如く舊幕時代に於ける北海道の道路政策は未だ充分なるものといふ事は出来ないが、尙開拓の創始時代に下積せられたる幾多の努力は實に多とすべきである。この基礎があつたればこそ維新以後に於て開拓使の活躍が僅々十三年の間に相等の効果を收め得たのであつた。

3. 關 所 と 女

尋ねきてわがこえかかるはこねちを山のかひあるしるべとぞ思ふ 阿佛尼
昔より傳つて來た關の名残——それが、廢されたのは明治二年の事であつた。
美しい詩となり、和歌となり、將た又如實の政策の具現となつて或は旅人を苦し

めたこともあつたこの關の廢止こそ、得もいはれずさびしいものではなからうか。あつてよい關、あつて邪魔であつた關も、それはなくなつた後には一様にさびしい響を残してゐる。

この關の濫觴なるものは定かでない。王朝時代の關は京師に對して外敵を防禦するの目的を有してゐたが、中世のそれは又その本質をことにしてゐた。この關は役所とも呼ばれて關稅をとるを以て其目的としてゐたといふ。然して徳川時代の關即、關所は何を以て其主眼となしたのであらうか。家康の關に就ての方策は武家法度に「私之關所、新法の津留制禁の事」とあり、又家康遺訓に「群國海陸之通路大小之關所十六ヶ所、誠=思女亂統=而爲=邦城之固=不=拘=祿之高下=以=由緒普代之士=可=令=勤番=其掟規條書之通有=事日は針をも容れざるべし、無事には車馬をも可通之事」と。それは専ら徳川幕府に對する警備にあつたので、上記した王朝時代や中世のそれとは自らことなり、幕府の注意したのは西より東に来る者よりも、寧ろ東より西に行く者を特に取締つたものであつた。

徳川幕府は諸侯が私關を置くことを禁じ、緊要の地を選んで關所を配置した數が全國で大小七十六を數へるといはれてゐる。今天保十五年の寫本諸國關所留に誌さるるものを左に示さう。

- 遠江國 今切、氣賀、今指村
- 相模國 箱根、根府川、矢倉津、河村、谷ヶ村、仙石原、角坂、青野原
- 武藏國 房川渡、中田、金町、松戸、小岩、市川、新郷、川俣、小佛、上忍方村、上栢田村、檜原村
- 下總國 世喜宿
- 上野國 碓氷、五料、大渡、直正、福島、空ヶ橋、祖母嶋、大戸、大笹、猿ヶ原、狩宿、戸倉、南牧、西牧、白井
- 甲斐國 鶴瀬、萬澤、本柄
- 信濃國 福島、熱川、清内路村、渡谷、心川、帯川、小野川

越後國 關川、鉢崎、市根、山口、虫川

近江國 柳ヶ瀬、劍熊、山中

伊豆國 下田

武藏國 中川

以上五十九箇所が擧げられてゐる。これらの關所（口留、番所等）は私領に於ては多くは土地の城主（譜代の重臣家を勤番とす。）がこれを支配し、天領に於ては代官がこれを支配したのである。然して此等の關所の内には、

- (一) 女、武具、鐵砲を一切通さない所
- (二) 女は一切通さず、鐵砲は改めない所
- (三) 女は改め、鐵砲は改めざる所
- (四) 女も鐵砲も改めない所

等があつて、關所といつても一概にその繁閑を率することが出来ない。尤もこれは徳川幕府の警備政策の如何を物語つて居るのであつて、關所改めの呼び物は何といつても女と鐵砲で、然も入り鐵砲出女であつた。入り鐵砲とは江戸入の鐵砲のことで、出女とは江戸より出づる女のことである。然らば何故にかゝる二者のみを特に留意したのであらう。徳川幕府は諸大名に命じてその妻女をば江戸に住せしめたことがあるが、これは一種の人質であつて各大名の忠誠に詐りのないことを示さしめたものに外ならない。然もその婦女子にして江戸より連れ出づることあらんか、そは策の上々たるものではない。即これを出女として特に嚴重に取締らしたものであつた。一見警備に何等の關係なしと思惟せらるゝが如き女が、かゝる人質——それに対して抗することを殆んど不可能ならしめたといふ事に警備政策の第一要義が置かれてゐたもので、人心の機微を穿つたものと云へよう。即、入鐵砲のことは寧ろ第二義に置かれてゐた。然し鐵砲の江戸入をも熱心に防いだことは勿論幕府の自衛策に出でゐたことが如實に判る。私が本稿の題名を「關所と女」としたのはこの意からであつて、封建の警備政策を知るための一手

段に外ならない。然らば、出女の改め方に就て最も腐心せられたと思はるゝ交通の要所及び重要の關所は如何なる所であつたか、尙又それらの各關に於ける女改めの要領及び關所に於ける女改めの實際は如何なりしやを見、最後に關所通行に必要な女手形發行の順序と女手形の二三を示すこととして本稿を終ることとする。抑々遠江の今切。相摸の箱根、根府川、武藏野房川渡、中田、金町、小岩、市川、新郷、川俣、小佛。下總の關宿。上野の碓氷、杵ヶ橋、大戸、大笹、猿ヶ原。信濃の福島の如きは就中重要なもので、此等の關所に於て女は留守居手形によりてのみ通關を可能とし、鐵砲は老中證文又は物によつては領主證文で通ることが出来たが、箱根關所に於ては鐵砲を一々點檢したのである。

扱、これらの重要關所に於ける女改めの要領を抽出してみようと思ふが、それに先だつて云々せらるべき女の種類に就て一言して居きたい。一體女には、(一)禪尼(二)尼(三)比丘尼(四)長髪の女(五)髪切の女(六)小女(七)亂心の女(八)女の死體(九)女の囚人等の大體九種類もあつて其取締も中々難澁を極めてゐた。上記九種類の女の中説明を要するものは禪尼、尼、比丘尼のこの三者の差と長髪、髪切の女との差であつて、禪尼とは貴人の後室か姉妹が尼になつたもので、尼といふのは普通の女が出家したものである。比丘尼とは所謂上人の事で、善光寺とか熊野とかいふ名殺の尼をいふ。而して長髪は普通の女のことで髪切は何かの理由で髪を切つた女のことである。然し、髪切にも段々區別があつて、(イ)病氣で髪を抜けたもの、(ロ)途中で髪を切つたもの、などがあつたから、これらを以て女改めの辨別に際し特徴の一としようといふのは六ヶ敷い話である。而してこの外大女とか通常の女とかいふ様な但書もあつた。以下上記十八關所のそれに一々及ぶは餘りにも煩雜に互るからその一例として遠州今切の關所改めの要領を見るであらう。

今交通の要點にあつた遠州今切(東海道)を其一例としてとると、こゝに於ては女は凡て其種別を改め、留守居役の證文を以て通す。而して検査せらるべき對

象たる上述女の種類は尙詳しく云へば女、禪尼、尼、比丘尼、髪切、小女、亂心、囚人、死體等の外に女の首をも數へなければならぬ。而して上記の女とは出女、即、江戸より來る女に對する取締を云々せるものであつて、これが今切關所に於ける女改めの第一要項となつて居るのであるが、こゝには諸國を往來する女の取締もあつたのであるから、これらに就て言及しなければならない。即、今切は東海道の一驛であり、尙水陸交通の要所であつたから、勿論海邊に於ても女改めをなしたのであるが、諸國往來の女中、駿州から上つて來た女は掛川、横須賀の城主、三州から下つて來た女は田原刈屋の城主、勢州は龜山の城主、濃州は大垣、上方西國中國筋は所司代並に其國の奉行、尾州、紀州は其家老の印鑑を以てこれを通したのである。而して、伊勢參宮、佛參、湯治、順禮の女は手形に上り下りの文句が書いて無かつても番所で手形を仕切つて添えてやり歸國の場合には上記の手形と引合せてこれを通すのである。尙、關所を通る女がその近邊で女子の出産をした場合には女子名が其手形に記入してなくとも、其所の名主が女子出産の由を保證する場合には通關を許す。尙差紙を以て諸國より下る女は定の通り女手形又は老中證文が無ければ通關させないのが規定であつた。以上概説せしが如く、關所に於ける女改めの要領は大體これに準じて知ることが出来るのである。今其實際が如何様にして行はれたるかを一二の關につきて見ることとしよう。先づ關所に於ける女改めの狀況一般を述べる。關所には關所の掟があつて、誰しもこれに違犯する事が出来ない。今正徳元年に發布せられた掟書を見るに、

一、關所を出入る輩、笠帽巾をとらせて通すべき事

一、乗物にて出入る輩、戸をひらかせて通すべき事

一、關より外に出る女はつぶさに證文に引合せて通すべき事

附女乗物にて出る女は番所の女を指出し相改むべき事

一、手負死人並不審なもの證文なくして通すべからざる事

一、堂上の人々諸大名の往來かねてより其聞へあるは沙汰に及ばず若不審の

事あるに於ては誰人によらず改むべき事

右條々嚴重に可相守一者也仍執達如件

正徳元年二月

奉行

楮、女が關所を通過する要領は先づ關の附近にある茶店に於て手形の内見をして貰ひ、關所に居る髪改めの婆に祝儀をやる用意（通常百姓なら二朱か一分位である。）をし、茶店の世話料を支拂ひ、關の大門まで茶店の亭主に案内せられる。關所は明暮共に六つで開閉せられる。案内せられた女は定番衆の前に出て手形を差出す。役人がしらべる。少し汚損、字のにじみまで云々する。手形改が無事にすめば手形を受とり暫く門の所に控へて居る。六尺棒の足輕が出て来て往來を留めると、改め婆が出て来て椽側の所へ行く。婆は女の髪をほどいて毛先を改め、改めると婆は番衆に向ひおじぎをして女改めは済む。小女は振袖で改めを受けたものでわざわざこのために振袖を賃貸したものといはれてゐる。これらの女改めは大抵どの關所も同様であつたらしいことは、殘存せる文書に依つて知ることが出来るのである。關所破りは勿論大罪で、特に女にはこの適用が厳しかつた。箱根の關所に於て蘆湖上の通過を看視するために遠見番所を設けたり、氣賀の關所に要害村を指定して警戒を厳にしたのは其一例である。

尙、關所所在地の女が他村へ縁付いたり、旅行する場合にも仲々六ヶ敷い取締を受けたもので、これは何れの關所でも同様であつたが、次には箱根關所の場合を述べよう。即通關の場合にはよし土地の女が一寸隣村まで行くのでも處の役人に一々手形を書いてもらつて通行を許されたのである。

乍恐以書付奉願上候

一、箱根宿小田原町善衛門娘いちと申女二十歳と相成申候處此度元箱根岩右衛門方女房縁付差遣申候、御關所重而通行之儀御願奉申上候以上

文久四子年二月二十七日

小田原町年寄

御關所御定番中様

石内彌平太[㊦]

乍恐以書付奉願上候

一、新谷町之猪右衛門家内女一人明三日より同七日迄箱根宿小田原町權兵衛方江内用御座候[㊦]付御定法相守逗留度候此度御關所奉願上候以上

文久四子年四月二十一日

小田原町年寄

御關所御定番中様

彌平太[㊦]

上記せし文書の示すが如く、關所々在地の女が一寸關所を通行するにも如何に面倒な手順を踏まなければならなかつたかがわかるであらう。ましてや他國の女がこの關所を通るためには已に述べたるが如き手續を關所の規則が強要するものに對して別に不思議はなかつたのである。次に示すものは江戸入の女の通行手形を願下げる場合の順序である。

即、岡崎城下の或る女が二人、荒井の關所を通つて江戸へ行く場合をとること。その名主鈴木九太夫から、まづ城主水野監物へ下の如き願書を差出す。

三河國賀茂郡則定村より女貳人、江戸迄着し申候間、荒井御關所無相違罷通候御裏判被成下候。此女共に付出入御座候はゞ、私罷出申分可仕候 爲後日仍如件

慶安五年辰四月二日

鈴木九太夫花押

水野監物殿

すると、城主水野監物は、荒井の關所奉行佐橋甚兵衛に宛て、この願書の裏へ下の如く記し付ける。

表書の女貳人可被通候。斷鈴木九太夫本文に在之事に御座候 以上

慶安五年辰四月二日

水野監物

佐橋甚兵衛殿

これで手續を終るのである。が以て女手形下附の難事であつたことに對しその全貌を窺ふに難くはないであらう。ましてや江戸より地方へ行く女、即、出女

に至つては警備政策の核心にふれてゐることであるから其六ヶ敷さ加減も想像に難くはなからう。即、老中や留守居よりの許可書を必要とした所以である。次に示すもの房川、中田人改中に宛てられた江戸より奥州へ出づる女改の手形の一例である。

女改手形之事

女上下五人、内髪切壹人、小女貳人、乗物三挺、從江戸奥州梁川迄差遣申候房川渡中田御關所無相違罷通候様御手判可被下候、右は私手代何某と申もの妻、同娘、何某と申もの母、同娘、並下女に御座候、若此女に付以來、出入の義出來仕候はゞ、私申披可仕候、爲後日證文仍て如件

何之誰[㊦]花押

安永四未年八月

御留守居

石河土佐守殿

神保和泉守殿

河野豊前守殿

駒木根大内記殿

表書之女五人、内髪切壹人、小女二人、乗物三挺、無紛候間御手判被遣可候下候、何之誰拙者共支配に付、如斯御座候以上

(御勘定奉行)

石谷備後守印

安藤彈正少弼印

川井越前守印

太田播磨守印

女上下五人、内髪切壹人、小女二人、乗物三挺、從江戸奥州梁川迄罷越候、房川渡中田御關所無相違可被相通候何之誰手代何某と申もの妻、同娘、何

某と申もの母、同娘、並下女之由、何之誰方被致書物、其上石谷備後守殿安藤彈正少弼殿、川井越前守殿、太田播磨守殿、斷々付、如斯候以上。

安永四乙未年八月

土 佐印

内 記印

豊 前印

和 泉印

房 川 渡

中 田

人改中

然し、順禮等に至つては上記せし如く至極簡単に通關せしめたもので、次に示す一例は四國靈場拜禮のために出る女のために書かれた往來手形であつて、これには宗門のことが云々せられ、その間違なきことが保證せられてゐる。従つて旦那寺及處の役人連署で發行せられてゐるのである。

往來宗門手形事

與州今治領福田村住人

一女壹人

い さ 女

右之者宿願御座候に付今般四國靈場拜禮に罷出申候宗旨之儀者代々眞言宗に候拙者旦那に紛無御座候所々御番所無相違御通可被下若行暮而難遊仕候節者止宿等被仰付可被下候若亦相煩萬一相果候共國元江御附届に及不申其所之以御仁惠御葬置可被下爲後日往來宗門手形仍而如件

天保四巳年二月日

同國同村

福 藏 寺[㊦]

同國同村

野間善兵衛[㊦]

國々所々

番御衆中

在々庄屋衆中

4. 道路交通史上より見たる江戸日本橋の地位

1. 緒 言

四方 赤 良

すご六のさいの目出度き振り出しの

やはり一本にほんばしかな

抑々大江戸日本橋の繁華は江戸が日本の中心であり、日本橋が江戸の中心であるからである。先づ江戸時代に於ける日本橋は凡らゆる意味に於て重要な場所であつた。私がこの大江戸日本橋を云々せんとしたのは勿論表題の示すが如く、主として道路交通史上からではあるが、尙併せてこれと関係ある範圍に於ては日本橋の風格にも觸れてみたいのである。

俳人其角が「鐘一つ賣れぬ日はなし江戸の春」と謳つた大江戸の繁榮は、それは徳川時代黄金文化の頃の事であつて、月の入るべき山端もなしと詠じたる歌人の目に映つた武蔵野の風幸さながらの大野原であつた時代をも吾人は想起することが出来る。この武蔵野の江戸とはそも如何なる處であつたらう。今屋代弘の「古今要覽稿」に「江戸は江所の義なるべし……江戸の號は江に臨める意成べし、國初以前、今の雉子橋外より、北の方に大沼あり、是より西の方、もちのき坂下まで入江にてありし由、然らば只今の御城内、古より江戸と名附る所なるべし、惣名となり候事は其比近邊の根城たるによりてなり云々」といつてゐるのを見て、或はその状一斑を察することが出来る。

この江戸に太田道灌が江戸城を營んだのは人皇百二代花園天皇の御宇、康正四

年丙子であつた。

然も其頃の江戸城の結構は今の本丸の地域らしく、城外は大海に近く深く海水が灣入し、海運の便も大であつたらしい。大橋といふ一橋ありて畿内、近國よりの商船入津し町家も追々建設せられ、江都の基を造つたのである。

天正十八年八月、徳川家康入國の頃も尙江府は交通施設の劣しい一漁村たるに過ぎなかつた。「天正日記」に據れば、八月一日に江戸城に入つて同十八日、已に城下の橋梁架設に着手した。然して同二十九日には橋梁の新に架せらるべきもの二百七十三を計上し、その中百五橋を急造することとしたのである。天正日記に曰く「廿九日、はれる。はしかけ可申所二百七十三あり。その内さしかより急に入用の分百五つあり」と。

尙、同時に從來存在せしものを修補し架設更をなすものは併せて之を行つた。

以て家康入國當時の江戸の状を知ることが出来る。この江戸、江戸日本橋が交通の中心となり、江戸繁昌の中樞地となり、諸種の設備を見るに至つたのは其後のことに屬する。以下順を追つて此等の事實を叙述することとしよう。

2. 江戸日本橋の位置と沿革

楮、家康入府當時、日本橋附近は猶、湊町の儘で、黒水消夏録に云へるが如く、舟渡を使用してゐたのであつた。後慶長八年に至り、大土工を起し、芝口より淺草口に達する江戸幹線の開通を見た。こゝに日本橋の兩岸は交通上必須の地となり、往來の舟渡では間にあはなくなつてしまつた。然して六十餘州より招致した土木技術者をして兼ねて該橋梁の建立を命じたものらしく、慶長見聞集に「されば先年江戸大普譜の時分、日本國の人集りて懸けたる橋あり是を日本橋と名附けたり。日本橋は慶長八年癸卯の年、江戸町割の時節、新らしく出来た橋なり」とある。尙日本橋の創架に關して種々異説があるが、こゝには述べない、

次に日本橋の出所を見るに、種々考證せらるゝ處を一々擧げるとは煩に耐へ

ないから、その最なるものと思はるゝものを以て代表することゝしよう。御府内備考には「……此橋江戸の中央にして、諸國への行程もこゝより定めらるゝゆへ日本橋の名ありといふ。僧廓然（遊歴記）に云、日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬繼の行程を定む。……」とあるが、就中妥當と思はれる。

然らば當時（慶長）、江都の中樞たりし、日本橋附近に於ける状況を慶長見聞集に伺ふに、

見しは今、江戸町、東西南北に堀川有て、橋も多し、其數を知らず。扱又御城大手の堀を流れて落る大河一筋あり。此川町中を流れて南の海へおつる。此川に日本橋たゞ一すぢかゝりたり。是は往復の橋也。町中ゆきかひの人、此はし一つに集りて往來なせり。（中略）敷板のうへ三十七間四尺五寸、廣さ四間二尺五寸なり。此橋に於ては晝夜、二六時中、諸人群をなし、くびすをつゐて往還たゆる事なし。

扱、慶長八年に創架せられた日本橋は十五年間保存したが、元和四年に架換をなし、四十一年保ち、明暦三年正月の大火に焼失し、萬治二年新架せられた（四十一年間保存す）。次で、元祿十二年十二月に火難に罹り、焼失したのを同十三年に新架したのであつてこれは十二年の後、正徳元年十二月、又々焼失し、同二年に新架した。かくて五十一年間保存された。同橋は延享五年十二月に修覆せられ、十六年間経過して寶暦十三年に新架し、十年の後安永元年二月焼失し、同三年新架したのである（二十三年間保存）、其後寛政八年新架（十年間保存）、文化三年焼失、同年新架（十六年間保存）、文政五年十一月焼失、同六年三月新架（二十二年間保存）、弘化二年新架（十五年間保存）、萬延元年新架（十二年間保存）、明治五年五月新架（三十九年間保存）、明治七年十二月車道修繕、十一年五月車道修繕、二十一年三月、車道修繕、二十四年十一月修繕、三十四年十二月修繕、三十五年車道修繕、次で、四十四年三月、石橋日本橋の竣工を見たのである。即、其架橋以

來三百有餘年間に前後改築をなすこと十四回、焼失六回、朽廢したること七回大修繕一回に及んだ。

次に江戸時代に於ける日本橋の繁榮振の一端を御府内備考及び江戸名所圖會に依つて伺ふことゝしよう、こゝに御府内備考は文政十二年九月の稿了であり、江戸名所圖會は天保三年の開版となつてゐるから、共に其事實はそれより以前の事を述べたものである。然し乍ら其時代は餘り間隔がないから、兩者對照して見る事が出来よう。

日本橋（御府内備考所載）

欄干葱花子の銘に、萬治元戌年九月吉日、鑄物師椎名兵庫頭吉綱と鑄す。長二十八間、此橋江戸の中央にして、諸國への行程もこゝより定めらるゝゆへ日本橋の名ありといふ。僧廓然（遊歴記）に云、日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬繼の行程を定む。所謂品川へ貳里、板橋へ三里、王子へ貳里餘、千住へ貳里、四ツ谷追分貳里、練馬三里半、行徳へ舟路二里等。此處より人馬の駄賃を定めらる。扱又御府内東は淺草御見附へ陸路三里拾四町、北は神田筋遠御見附へ拾參町、西を顧れば御城へ行程十餘町、且橋上には往來の四民、貴賤上下、男女老若、諸商人、馬車晝夜をわかつたず、風雨といへども群集する様、諸國の名ある市日も争及ばん。殊更橋の四方の町々は、豪家軒をつらね、分限富を競ひ、問屋集ひ住、金銀爰に集る。實や六十餘州の繁昌を此處に攝したれば、日本橋と名付しも理ありと覺ゆ。又橋下には若干の舟船擊（築か）互し、漕あり、泛たのしめるあり、乗込あり、乗出あり、舟がゝりするありて、廣き河中も見へざるが如し。此東にならび掛たるを江戸橋といへるも、古來江戸とさしていふは此邊の事とみゆ。

〔深草元政法師の紀行〕にいはく、五日池上へまうでたるに、谷中へ出給ふといへば、諸堂おがみて、やがて江戸へもむきぬ。たそがれに日本橋のもとにつく。二階なる所に月を見て。

日本橋邊日本秋。更無一事挂心頭。

今宵新見江上月。影滿扶桑六十州。

日本橋（江戸名所圖繪所載）

南北へ架す。長凡二十八間、南の橋詰西の方に御高札を建らる。欄檻忍寶珠の銘に、萬治元年戊戌九月造立と鐫す。此橋を日本橋といふは、旭日東海を出るを、親しく見る故にしか號るといへり。（事跡合考に云ふ、日本橋のかよりしは慶長十七年の後歎とありて、其考へを記せり。されど北條五代記、永樂錢制禁の事なせるし條下に、慶長十一年午のとし極月八日に、武州江戸日本橋高札を建る、とある時は慶長十七年以前なりとするべし。）此地は江戸の中央にして、諸方への行程も此所より定めしむ。橋上の往來は、貴となく賤となく、絡繹として間斷なし。又橋下を漕つたふ漁船の出入、且より暮に至る迄、噉々として聳し（北の橋詰を室町一丁目となづく。この町の異角を尾店といふは、尻崎屋又右衛門、拜領の町屋なるゆゑに、略してかくよびならはせり。此所は漆器の類ひすべて旅行の具および荷馬の裝束をあきなふ廓多し、其西の横小路を品川町裏河岸と號く。釘鍔物の店多き故に、釘店といふ。又東の河岸を船町といふ、魚家ありて日毎に市を立る。）（日本橋の圖、参照）

尙、参考として日本橋に関する詩の一二を挙げよう。

山崎闇齋（遠遊紀行）に、

日本橋

自是太平無事客。東關行盡幾山川。武江城上慶雲靜。日本橋頭人氣燭。翠帶紅衣常絡繹。玉鞍金輿每駢闐。相如題柱如何意。富貴從來元在天。

平岩仙桂（北越紀行）に、

日本橋

十二街中市語囂。商船輻泛千艘。東來西去諸州客。卽是成都萬里橋。

こゝに日本橋につき一言すべきことは、（一）日本橋は全國の元標をなしてゐた事、（二）交通高札場のあつたこと、（三）交通以外の高札をもかきげ、人心の指導を計り、且さらし場のあつたこと。で、（一）及（二）は勿論道路交通關係のことであるが、（三）の事柄も該所が交通頻繁なる巷なればこそ、江戸府の中樞地であればこそ、かゝる世道人心を訓戒する爲めの諸設備があつたと見るべきではなから

うか。要するに、江戸時代の日本橋は道路交通上基點をなしてゐた重要な場所であつたといふことが解るであらう。以下此等の事に関して二三言及したい。

3. 道路元標としての日本橋

慶長九年二月、江戸日本橋を全國の交通中心となし、各地に通ずる道路を五街道と稱し、第一の要路とし、其他を凡て脇往還としたのである。然して五街道と稱するものは即、東海道、中仙道、日光街道、奥州街道、甲州街道がこれである。かくて日本橋の元標より一里毎に一里塚を築造して、以て全國に及ぼし、行旅の便を計つたことは實に意義あることである。一里塚に就ては慶長見聞集及聞見集に詳である。左にこれを示さう。

當君（秀忠）の御時代に、一里塚をつくべきよし仰出されたり。されば日本橋は慶長八癸卯年、江戸町わりの時節、新敷出來たる橋なり。然に武州は、凡日本橋東西の中國にあたりと御諭有て、江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿七道殘る所なく一里塚をつかせ給ふ。年久治ならず、諸國亂れ、邊土遠境の道せばくなる所に、曲たる所をば見はからひ直につけ、道をひろげ、牛馬のひづめの勞せざる様小石をのぞき、大道の兩邊に松杉を植、小河をば悉く橋をかけ、大河そば舟橋を渡し、日本國中民間往復のたよりにそなへ給ふ事、慶長九年也。萬人喜悅の思ひをふくみ、萬歳を願ひあえり。云々。（慶長見聞集）

又、

昔より道中なんり〜とさだまり有之候といへども、偽多く候つる。秀吉公御代に繩を御はらせ、三拾六町を一里と得さだめ塚を一里毎に御つかせ、塚ごとの上に覆をうえ申候。雖然だちん錢の定りなく候まゝ、手間入てはか行兼申候へる。上方かうしやの大名衆、江戸にて皆々御相談の上、一里十六文づゝ、此外山川にはまし錢さしくはゞり、駄賃定り申候つる。只今はだちん

まし錢有之やうに承候。壹駄荷は四十貫目、のりかけは兩時貳拾貳貫目、乗主拾八貫目、合して是も四拾貫目、一石も四拾貫目。(聞見集)

即、この一里塚の設置があつて始めて正確な里數を読むことが出来、又、それに則した駄賃錢等の規定も實現可能となり、従つて種々駄荷等の取締も嚴重に行はれるの氣運を示すに至つたのである。

4. 四道路に關する日本橋の高札

日本橋の高札は橋の南詰(日本橋の南詰の圖参照)に建てられてゐたのである。抑々江戸に於ける高札場は日本橋の外に淺草橋、常盤橋、筋違橋、麴町、芝車町の五ヶ所に設置せられてゐたが、就中、日本橋のそれは代表的のものであつた。然してこの高札場は正徳元年五月の設置である。然も高札は、法度、人馬賃錢等の外諸種の禁令に及んでゐることは上述の如くであるが、先づこゝに於ては道路に關係ある高札から始めることとし、次で其他の高札に及ぶであらう。

正徳元年五月の道路に關する高札は次の如くである。

定

一、駄賃並人足荷物次第

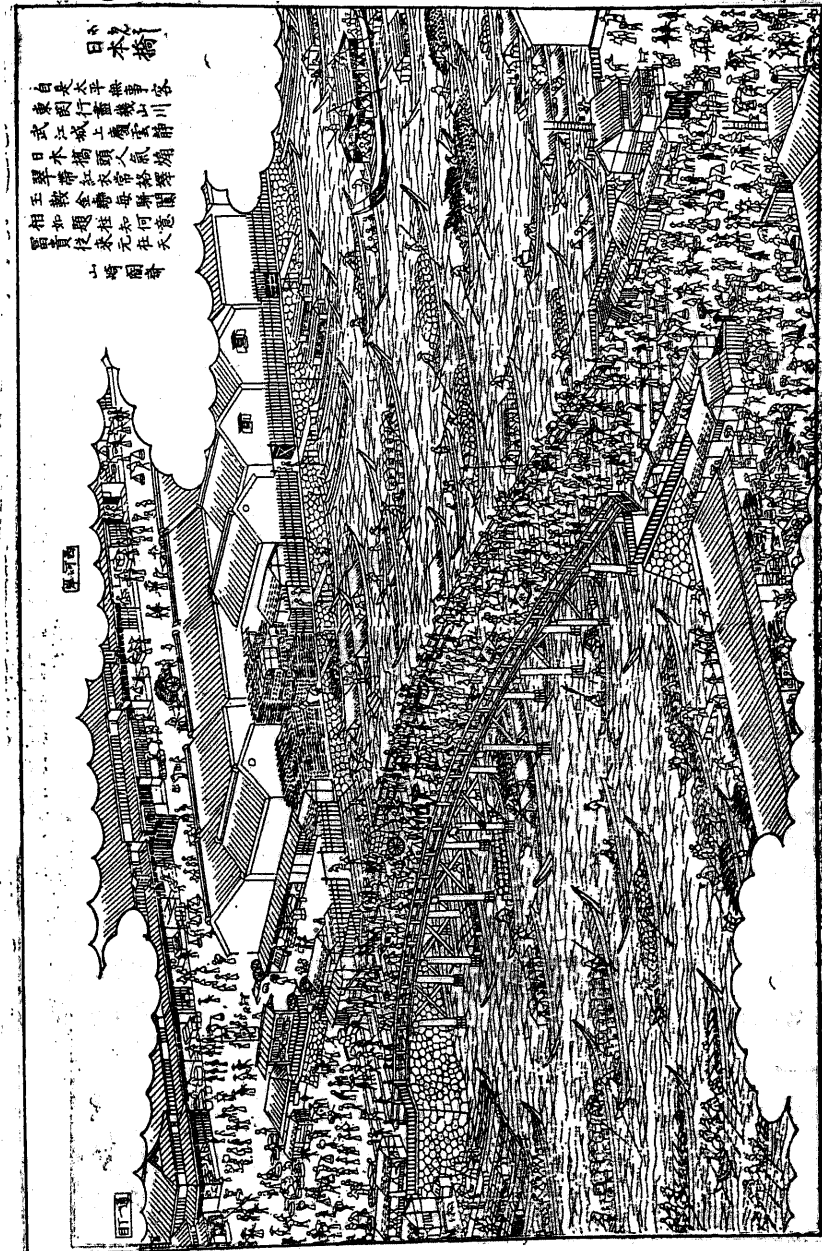
御傳馬並駄賃の荷物壹駄	重サ四十貫目
歩物の荷物一人	重サ五貫目
長持壹棹	重サ三十貫目

但人足壹人持重サ五貫目の積り、三拾貫目の荷物は六人して持べし。それより輕き荷物は貫目にしたがひて人數減べし。此外いづれの荷物もこれに準すべき事。

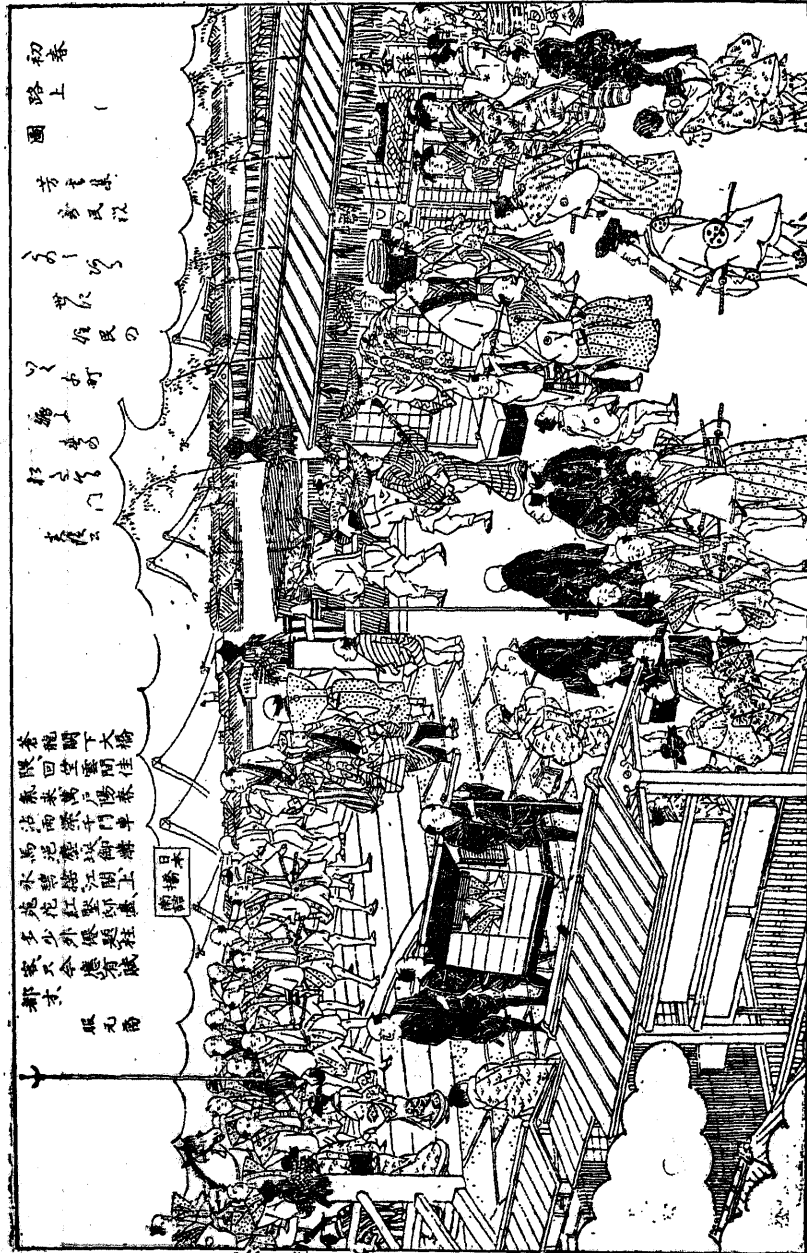
乗物壹挺 次人足六人

山乗物壹挺 次人足四人

一、御朱印傳馬人足の數、御書付の外不可出事。



江戸名所圖會日本橋の圖



「東都歳時記」所載日本橋南詰

一、道中次人足、次傳馬の數。たとひ國持大名たりといふとも其家中ともに東海道は一日に五十人、五十疋に過べからず。此外の傳馬道は貳拾五人、廿五疋に限るべし。

但江戸、京、大阪の外、道中において人馬ともに不可追通事。

一、御傳馬駄賃の荷物は其町の馬残らず出すべし。若し駄賃馬多く入候時は、在々所々よりやとひ、たとひ風雨の節といふとも、荷物遅々なきやうに相計ふべき事。

一、人馬の賃、御定の外増錢を取においては、牢合せしめ、町々問屋年寄は過料として鳥目五貫文宛、人馬役は家壹軒より百文宛出可事。

附。往還のともから理無盡の儀を申かけ、又は往還のものに對し非分の事有べからざる事。

右の條々堅可相守之。若於相背者可爲曲事者也。

正徳元年五月 日 奉 行

享保三年の人馬賃錢に關する高札は次の如くである。

定

一、品川まで

荷物一駄 九十四文

乘懸荷人共 同 斷

から尻馬一匹六十一文

附 あぶつけはから尻に同じ

それより重き荷物は本駄賃と同じかるべし

人足一人 六十一文

(中略) 千住、川口、板橋、上高井戸、下高井戸に亘る分の定は煩忙に亘るの故を以てこれを略した。

右之通可取之、若於相違可爲曲事者也

享保三年十月 日 奉 行

借、慶長以後人馬賃錢は改正したのであるが、上記賃錢表の如く享保三年に至つて各道の賃錢を規定し以て、標準額となしたもので、爾後天明五年より慶應三年に至る凡百五十年間數十回の賃錢の改正ありしにも不拘、其賃錢は本賃錢(規定)の何割何分を以て示し、根本規定たる該高札はそのまゝこれを採用したのである。

尙、正徳の高札に明記せられた規則には、(一)駄賃並人足荷物の次第、(二)御朱印傳馬人足の數、(三)道幅次人足次傳馬の數、(四)御傳馬駄賃の荷物は其町の馬残らず出すべし。(五)人馬の賃の五條よりなつてゐて結局駕量負擔の制限と公私等による人馬の繼立方法と人馬賃錢の三つに約することが出来るのである。

5. 其他の高札

次で、参考のために道路關係以外の高札を示せば次の如くである。即、一般刑法、五倫及生活等に關する禁令、きりしたんに關する禁令、金錢、賣買結社等に關する禁令の三つである。

高 札

- 一、親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく、下人等に至るまでこれを脱カあはれむべし。主人あるともがらは各其奉公に精出すべき事
- 一、家業を専らにして懈る事なく、萬事其分限に不可過事。
- 一、いつはりをなし、又は無理をいひ、惣して人の害になる事をすべからざる事。
- 一、博奕の類、一切に禁制の事。
- 一、喧嘩口論をつゝしみ、若其事ある時はみだりに出合べからず。手負たるものかくし置べからざる事。
- 一、鐵炮みだりに打べからず。若違犯のものあらば申出べし。隠し置、他所よりあらはるに於いては、其罪重かるべき事。

一、盜賊悪黨の類あらば申出べし。急度御褒美可被下事。

一、死罪に行るゝ事ある時馳集べからざる事。

一、人賣買かたく停止す、但男女の下人、或は永年季、或譜代に召置候事は相對に可仕事。

附。譜代の下人、又は其所に住來るともがら、他所うえ罷越、妻女をもち、有付候もの呼返すべからず。

但罪科あるものは制外の事。

右の條々可相守之。若相背に於ては可被行罪科者也。

正徳元年五月 日 奉 行

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審なるもの有之は申出べし。御褒美として、

はてれんの訴人	銀五百枚
いるまんの訴人	銀三百枚
立歸り者の訴人	銀三百枚
同宿拜家門の訴人	銀百枚

右の通下さるべし。たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により、銀五百枚下さるべし。若かくし置、他所よりあらわるとに於ては、其所の名主并五人組まで一類ともに罪科に行はるべきもの也

正徳元年五月 日 奉 行

定

一、毒藥并似世藥賣買の事堅禁制す。若違犯のものあらば其罪重かるべし。たとひ同類といふとも、申出るに於いては其罪をゆるされ、急度御褒美可被下事。

一、似せ金銀賣買一切に停止す。若にせ金銀あらば金座、銀座へ遣べし相改む

べし。並はつしの金銀も、是また金座、銀座遣わし可相改事。

附。惣して似せものすべからざる事。

一、寛永の新銭、金子壹兩に四貫文、壹分には壹貫文たるべし。御料私領ともに年貢收納等にも御定のごとくたるべき事。

一、新銭の事、錢座の外一切鑄出べからざる事。

一、新作の槌ならざる書物、賣買すべからざる事。

一、諸職人いひ合せ、作事料、手間賃高値にすべからず。賣買もの或は一所に買置賣し、あるひはいひ合せ、高値にすべからざる事。

一、何事によらず誓約をなし、徒黨を不可結事。

右の條々可相守之。若相背においては可被行罪科者也。

正徳元年五月 日

奉行

6. 結 言

江戸日本橋はかくて日本の中心となつた頃、それは單に日本の誇であつたのみでなく江戸人士の誇の的であつた。かくて文人墨客の詩畫の材となつたことはもとよりであるが、種々の物語の舞臺を與へたり、江戸ツ子特有の迷信の對象物となつたりするにさへ至つたのである。然も吾人の忘れてはならない事は日本橋が道路交通史上に占めて居る地位であらねばならぬ。

明治六年十二月、太政官達第四百十三號「道標建設の件」の内「里程表の位置及記載の法」の一に「東京は日本橋、京都は三條の中央を以て、國內諸街道起程の元標となし」と規定し、明治政府は舊政府の制度を其儘踏襲したことを示してゐるが、又、明治十八年二月、内務省告示第六號に國道表を掲げて以て日本橋を其起點として看とめてゐる。今次に明治十五年に於ける市内街道の順次、并に里程を示し以て、日本橋が諸道の起點であつたことを知る縁としよう。即、次の如くである。(昭和の現今に於ては、最早一里塚は名所の一つとなり、東京附近にも一二の外は凡て無くなつてはゐるが、日本橋が全國里程の元標となつてゐることは

昔と同じ)
である)

宿 名	里 程	道 幅	
		最 廣	最 狭
東 海 道	里 町 間	間	間
日本橋より 品川宿まで	2.08.19	15	4
中 仙 道			
日本橋より 下板橋宿まで	2.25.33	10	4
甲 州 街 道			
日本橋より 内藤新宿まで	2.01.25	11	5
青 海 街 道			
日本橋より 内藤新宿まで	同 上		
陸 羽 街 道			
日本橋より 千住宿まで	2.04.07	12	2
陸 前 濱 街 道			
日本橋より 千住宿まで	同 上		
千 葉 街 道			
日本橋より 千葉縣境まで	3.23.46	20	1
行 徳 街 道			
日本橋より 千葉縣境まで	3.07.54	20	2
相 州 厚 木 街 道			
日本橋より 神奈川縣境まで	4.29.23	11	2
相 州 中 原 街 道			
日本橋より 神奈川縣境まで	4.18.00	15	2
相 州 平 間 街 道			
日本橋より 神奈川縣境まで	4.05.00	15	1
岩 槻 街 道			
日本橋より 埼玉縣境まで	3.16.55	10	2
四 ッ 木 街 道			

日本橋より 南葛飾郡他有村まで 川越街道	3.07.24	12	1
日本橋より 埼玉縣境まで 佐倉街道	5.02.36	10	3
日本橋より 千葉縣境まで	4.31.44	12	2

—(完)—